

福岡市こども総合相談センター

事業概要



平成23年度版

<表紙の説明>

2月に一時保護所でアイススケートに行きました。そのときのことを「感想画」として、入所しているお子さんが描いたものです。

初めての体験で、手すりを持って恐る恐る滑っている様子がわかります。

はじめに

平成 21 年 9 月から翌 22 年 4 月まで、福岡市において虐待による死亡事件や重大事件が続きました。この事態を受けて、平成 22 年度は、虐待防止のシンポジウムや講演会が多く開催され、通告や相談を促すキャンペーンが繰り広げられました。その結果、当センターへの虐待通告件数はますます増加し、前年度の 1.2 倍、前々年度の 1.8 倍の 600 件を越えることになりました。虐待対応に専従する 6 名の児童福祉司は 48 時間以内の安否確認とその後の対応のために大忙しでした。また、虐待通告の増加だけでなく、当センターのこども支援課やこども相談課には、育児困難を訴える保護者からの相談も増加しました。医療機関やスクールソーシャルワーカーから紹介されてくるケースもよく入るようになりました。養護・育成相談担当の児童福祉司や子どものアセスメントやカウンセリングを担当する児童心理司も多忙をきわめました。また、一時保護所や乳児院は一時保護した子どもたちで満杯状態となり、多くの子どもを、施設やファミリーホーム、里親に一時保護委託をお願いしてきた一年間でした。虐待防止のために早めの相談や通告を促す広報をすればするほど、虐待相談だけでなく幅広く相談件数は増加していきます。23 年度は増加する相談ニーズに対応すべく児童福祉司 3 名、児童心理司 1 名が増員となり相談体制の強化が図られました。しかも、弁護士資格を有する職員も配置され、法的対応もかなり強化しました。

一方、相談体制を強化すればそれで解決ではありません。相談後の子どもの保護や社会的養護の受け皿の拡充も同時に進めていく必要があります。過去最多の虐待相談件数となり、一時保護所が満杯になったものの、なんとか受け入れていくことができたのは、従来からの乳児院や児童養護施設ばかりでなく、この 6 年間に登録いただいた多くの里親やファミリーホームの皆さまのおかげでもあります。平成 17 年度から始めた NPO との共働事業「市民参加型里親普及事業（ファミリーシップふくおか）」は、里親制度や社会的養護に対する関心を多くの市民に広めることができ、6 年間で 81 人もの市民の方を里親登録することができました。委託可能な里親が増えたことに並行して、多くの子どもを里親家庭に委託してきました。福岡市の里親等委託率は平成 16 年度末から 21 年度末の 5 年間で 6.9%から 20.9%へと 14%増加し、その増加幅は全国一位であると厚生労働省の資料で紹介されました（22 年度末には 24.8%と増えました）。しかし、委託可能な里親さんはまだまだ必要です。里親さんを支援する里親支援体制の充実や、里親ケアでは養育困難な子どもに対応できる施設ケアの専門性の充実も求められています。

本概要は、平成 22 年度のセンターの相談概要と業務実績をまとめたものです。ご高覧いただき、関係各位の業務の参考にしていただければ幸いです。

平成 23 年 10 月 福岡市こども総合相談センター
所長 藤林 武史

目 次

第1 こども総合相談センター（えがお館）の概況

1	こども総合相談センター概況	1
2	所在地及び建物概要	2
3	利用案内	3
4	組織及び事務分掌	4
5	相談の流れ	5

第2 こども総合相談センター業務概要（平成22年度）

1	相談の種別	6
2	電話相談の状況	6
3	面接相談の状況	8
(1)	概況	8
(2)	育成相談	9
(3)	障がい相談	10
(4)	養護相談	12
(5)	非行相談	13
(6)	教育相談	15
(7)	心理判定・面接状況	16
4	児童虐待防止対策	18
5	里親制度推進事業	23
6	思春期相談事業	25
7	いじめ・不登校対策	28
8	一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の状況	30
9	その他の事業	32
(1)	事件・事故等に関わる学校緊急支援事業	32
(2)	非行防止活動	32
(3)	児童福祉審議会処遇困難事例等専門部会	33
(4)	広報・啓発活動	34

第3 特集

1	東日本大震災支援派遣報告	35
---	--------------	----

第4 資料集

1	福岡市の人口と児童をとりまく環境	39
2	福岡市における少年非行の実態	40
3	児童福祉施設等一覧	43
4	子どもの問題に関する主な相談機関	46
5	こども総合相談センター設置の経緯	47

第1 こども総合相談センター（えがお館）の概況

1 こども総合相談センター概況

(1) 取り組み概況

こども総合相談センター「えがお館」では、0歳から20歳までの子どもや保護者を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っています。

総合相談機能の充実や関係機関・団体とのネットワークの構築・連携などに努めるとともに、23年度は児童福祉司と児童心理司を増員し、児童虐待への対応をさらに充実させるほか、法的対応など専門性の向上を図るため、新たに弁護士資格を有する課長級職員の配置を行うなど、相談体制を強化しています。

さらに、教育相談部門では、スクールソーシャルワーカーを一部の校区へ増員し、子どもの抱える問題について、子ども自身だけでなくその取り巻く環境にも働きかけ、包括的な支援活動を行っています。

(2) 主な事業

★相談事業

- ・24時間対応の電話相談及び女の子専用電話相談（年末年始を除く）の実施
- ・面接相談や心理診断・ケアなどの実施
- ・療育手帳等の発行に伴う判定

★児童虐待防止対策等の取り組み

- ・虐待を受けた子どものための心のケアと虐待をした親の指導援助
- ・虐待防止・早期発見のためのネットワークの強化（要保護児童支援地域協議会の設置）
- ・一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の運営
- ・養育支援訪問事業の実施

★里親制度の推進への取り組み

- ・専門里親など里親制度の充実
- ・お盆ふれあい行事の実施
- ・里親養育支援共働事業の実施

★思春期相談の取り組み

- ・思春期相談
- ・思春期集団支援事業の実施
- ・思春期研修会・思春期保護者交流会等の実施
- ・ひきこもり等の子どもへの相談員派遣事業の実施

★教育相談事業と不登校対策

- ・適応指導教室（はまかぜ学級・サテライト学級）の運営
- ・不登校支援のための学校訪問
- ・不登校児童生徒支援のための大学生相談員派遣事業（メンタルフレンド事業）の実施
- ・スクールカウンセラー派遣事業の実施
- ・事件・事故等に関わる学校緊急支援の実施
- ・スクールソーシャルワーカー派遣事業の実施

★非行防止運動

- ・青少年に対する街頭指導活動の実施
- ・青少年の非行防止のための環境浄化活動の実施

★地域支援、情報提供、広報、啓発事業の実施

- ・ホームページの公開
- ・出前講座の実施
- ・小冊子「わが子を見つめる」の発行

2 所在地及び建物概要

(1) 所在地

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1番28号 こども総合相談センター（えがお館）

(2) 建物概要

敷地：16,121.81㎡
 延床面積 12,373.92㎡
 建築面積 2,097.31㎡
 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
 階数：地下1階地上7階

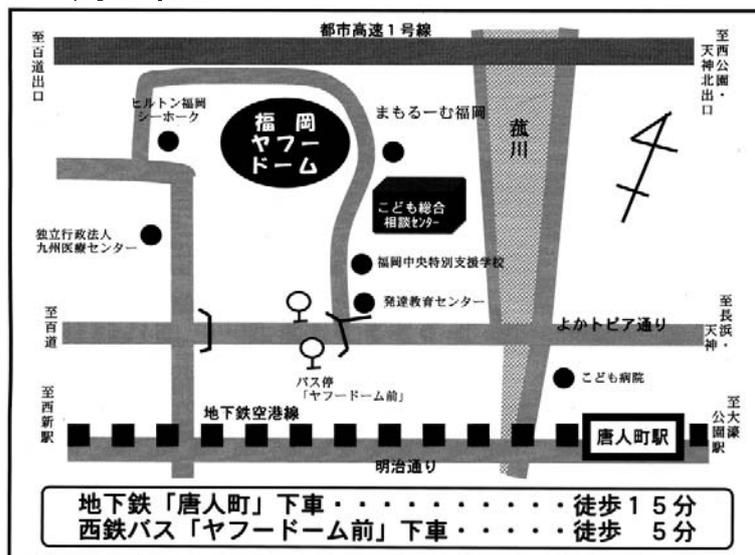
(3) 設置

平成15年5月5日

(4) フロア案内

階数	施設名称	施設の主な機能
7F	視聴覚室・研修室	● 視聴覚室等については、当センターの関係機関・団体や子どもの援助団体などを支援する場です。
6F	面接室・医療室 各種療法室	● 主に心理診断や心理療法、医師による医学的診断を行っています。
5F	相談受付・相談室 屋内運動場・事務室	● 当センターの総合受付があります。 ● 0歳から20歳までの子どもや家族、関係者の皆様を対象に面接相談を行っています。
4F	はまかぜ学級	● 小学校、中学校の児童・生徒を対象とした不登校児童生徒の活動支援の場として“はまかぜ学級”があります。
3F	ほっとルーム	● 子どもの福祉に関する一時保護や生活指導を行う“まりんルーム”や“ほっとルーム”があります。
2F	まりんルーム	● 守衛室があります。
1F	まりんルーム ロビー・守衛室	
B1F	駐車場	※高さ制限がありバス等は駐車できません。

(5) 交通アクセス・周辺案内



3 利用案内

(1) このような相談をお受けいたします。

- ★赤ちゃんの育児（授乳・食事・排泄・睡眠）不安に関すること
- ★子どもの発育や発達の遅れなどに関すること
- ★家庭内の暴力などの性格行動に関すること
- ★心身に障がいのある場合の発達や施設入所等に関すること
- ★療育手帳，特別児童扶養手当の判定に関すること
- ★子ども自身の身体の悩みや性に関すること
- ★ひきこもりがちな子どもに関すること
- ★養育者の病気や死亡，置き去りなどの理由により家庭で子どもの養育が困難なときの相談
- ★里親に子どもを預けたい，里親になりたい
- ★子どもの夜間徘徊，万引きや盗み，家のお金の持ち出しやシンナーを使って困っているなどの相談
- ★性被害や異性交遊など性についての悩み
- ★近所の子どもが虐待を受けているなど養育環境上の問題のある家庭についての相談
- ★不登校に関すること
- ★いじめなど学校生活についての悩みに関すること

(2) 利用できる方

- ★0歳から20歳までの子どもやその家族とその関係者，子どもに関する各種団体。

(3) 利用方法

① 電話相談

- ★ 専門の相談員（臨床心理士，保健師，助産師，看護師，保育士，教職経験者など）が電話でご相談をお受けします。

相談電話(24時間対応)
092-833-3000 ※年中無休(年末年始を除く)

- 子ども本人，保護者の皆様からのご相談をお受けします。
- どこに相談したらよいかわからない子どもの相談は迷わずご相談下さい。

女の子専用電話(9:00~17:00)
092-833-3001 ※年中無休(年末年始を除く)

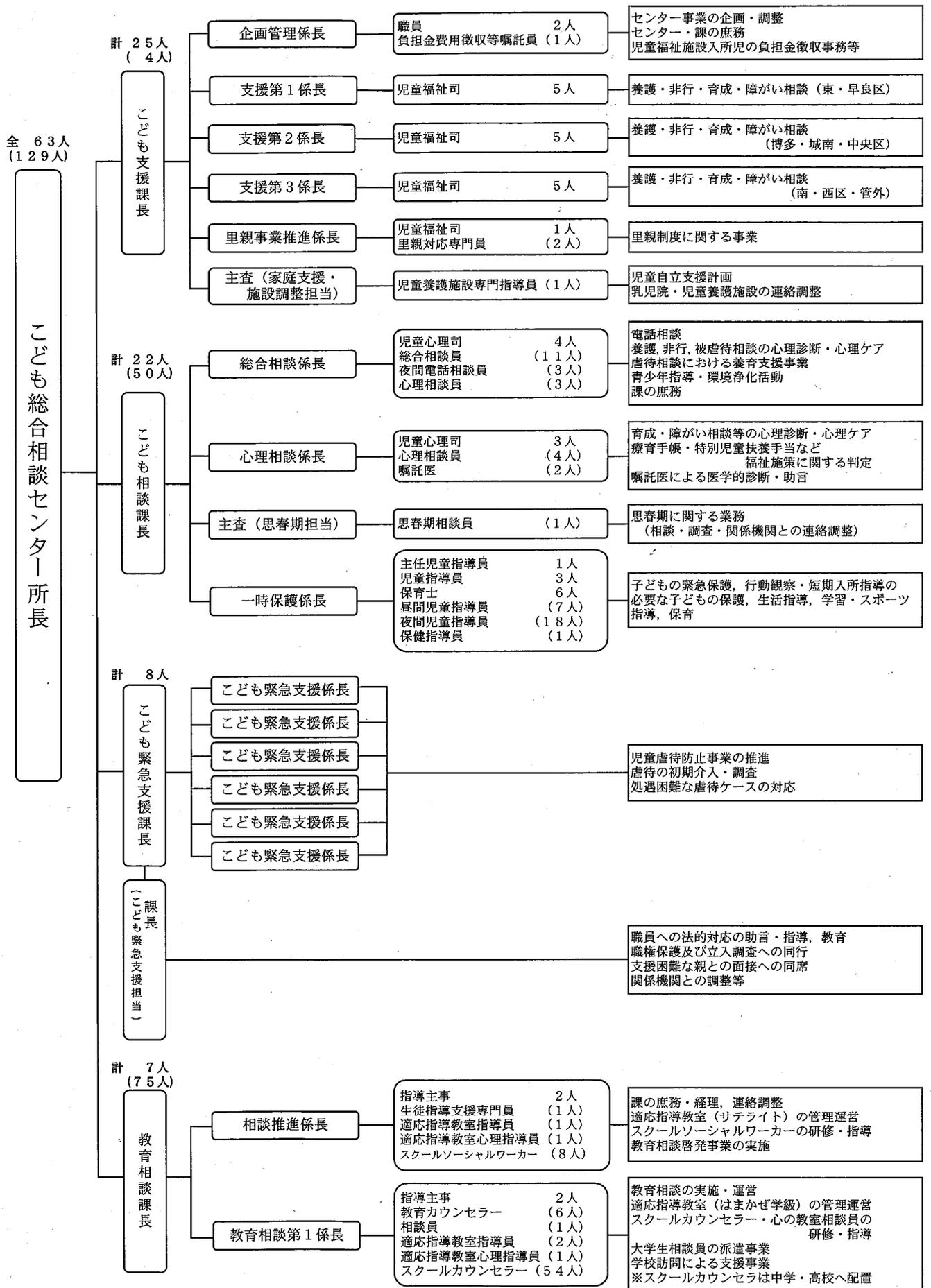
- 女の子本人からのご相談を女性相談員がお受けします。

② 面接相談

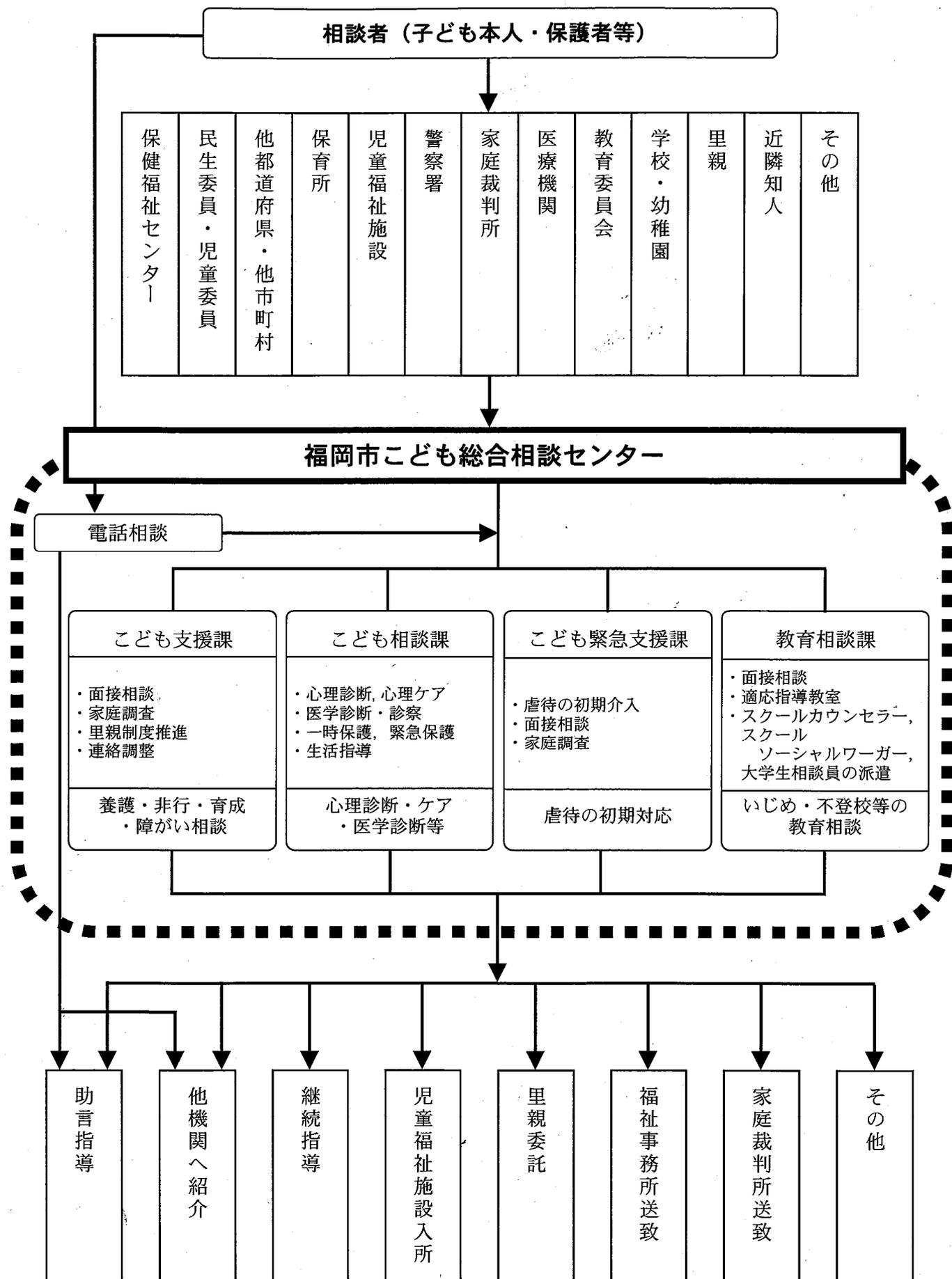
- 担当の係で児童福祉司，児童心理司等が相談をお受けします。
- 原則として予約が必要です。まずはお電話でご相談下さい。
- 面接時間は祝日を除く月曜から金曜日の午前9時から午後5時までです。

4 組織及び事務分掌

※ () 内は嘱託員で外数



5 相談の流れ



第2 こども総合相談センター業務概要（平成22年度）

1 相談の種類別

- ・育成相談 落ち着きがない、わがまま、家庭内暴力、しつけなどに関する相談。
- ・障がい相談 知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい、言語発達障がい等のある子どもの家庭養育や施設入所に関する相談。
- ・養護相談 保護者の病気、家出などのため家庭養育が困難な子ども、暴力や遺棄・置き去りなど虐待・放任されている家庭環境上問題がある子どもの相談。
- ・非行相談 家出、不良交友などの行為のある子どものぐ犯行為（*1）や窃盗、暴行傷害など法に触れる行為のある子どもの相談。
- ・教育相談 不登校、いじめなどの学校場面での問題に関する相談。

*1 ぐ犯行為・・・将来に罪を犯す可能性のある行為

2 電話相談の状況

(1) 受理件数

① 相談種別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	*2 計（虐待相談）
18年度	5,522	196	425	279	3,181	1,169	10,772件 (209)
	51.3	1.8	3.9	2.6	29.5	10.9	100.0% (1.9)
19年度	6,069	179	471	276	3,272	1,315	11,582件 (197)
	52.4	1.5	4.1	2.4	28.2	11.4	100.0% (1.7)
20年度	6,050	177	401	214	3,157	1,653	11,652件 (188)
	52.0	1.5	3.4	1.8	27.1	14.2	100.0% (1.6)
21年度	5,992	167	420	227	2,587	2,335	11,728件 (211)
	51.1	1.4	3.6	1.9	22.1	19.9	100.0% (1.8)
22年度	5,900	160	606	221	2,281	2,169	11,337件 (377)
	52.0	1.4	5.4	2.0	20.1	19.1	100.0% (3.3)

※（ ）内は虐待相談件数で内数

毎年11,000件程度の相談を受けています。平成22年度の相談の受理状況については、育成相談が約52%、教育相談が約20%で、この2つの相談で全体の約72%を占めています。

*2 虐待相談・・・ここでいう虐待相談には、近隣者からの虐待通告の他に子ども自身からの相談や保護者からの虐待しそうであるという相談も含まれています。

② 虐待相談の内訳

区分	心理的 虐待	身体的 虐待	性的 虐待	放任 虐待	計
20年度	37	91	7	53	188件
	19.7	48.4	3.7	28.2	100.0%
21年度	45	109	14	43	211件
	21.3	51.7	6.6	20.4	100.0%
22年度	104	172	17	84	377件
	27.6	45.6	4.5	22.3	100.0%

平成22年度は、虐待相談が377件と前年度より166件増加しています。特に心理的虐待59件増、身体的虐待63件増、放任虐待41件増と大きく増加しています。

③ 時間帯別（昼間：8:00～17:00，夜間 17:00～22:00，深夜 22:00～翌 8:00）

区分	昼間	夜間	深夜	計
20年度	7,172 61.6	2,941 25.2	1,539 13.2	11,652件 100.0%
21年度	7,350 62.7	2,604 22.2	1,774 15.1	11,728件 100.0%
22年度	7,110 62.7	2,305 20.3	1,922 17.0	11,337件 100.0%

約63%は昼間の相談ですが、深夜の相談についても17%となっています。

(2) 相談者別件数

区分	本人	父	母	その他親族	教師	その他	計
20年度	2,586 22.2	581 5.0	7,265 62.3	440 3.8	159 1.4	621 5.3	11,652件 100.0%
21年度	1,546 13.2	521 4.4	8,549 72.9	360 3.1	158 1.3	594 5.1	11,728件 100.0%
22年度	1,333 11.8	532 4.7	8,105 71.5	409 3.6	206 1.8	752 6.6	11,337件 100.0%

母親からの相談が一番多く、約71%を占めています。

(3) 対象者学職別件数*3

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	勤労者	無職者	成人	不明	計
20年度	2,662 22.8	2,808 24.1	2,744 23.6	1,068 9.2	623 5.3	120 1.0	372 3.2	256 2.2	999 8.6	11,652件 100.0%
21年度	2,751 23.5	2,558 21.8	3,573 30.5	1,033 8.8	223 1.9	179 1.5	380 3.2	225 1.9	806 6.9	11,728件 100.0%
22年度	2,754 24.3	2,433 21.5	3,518 31.0	1,093 9.7	195 1.7	90 0.8	287 2.5	242 2.1	725 6.4	11,337件 100.0%

相談対象者としては、乳幼児、小学生、中学生で約77%を占めています。

*3 学職別件数・・・学年若しくは職業の有無毎の件数

(4) 電話対応の処理状況

区分	相談引継	助言	他機関紹介	その他	計
20年度	543 4.7	9,476 81.3	1,086 9.3	547 4.7	11,652件 100.0%
21年度	541 4.6	9,986 85.1	994 8.5	207 1.8	11,728件 100.0%
22年度	521 4.6	9,500 83.8	1,050 9.3	266 2.3	11,337件 100.0%

処理の状況としては、助言が一番多く約84%であり、他機関へ繋いだものも約9%あります。

(5) 居住地別

区分	市内	市外県内	県外	不明	計
20年度	8,553 73.4	701 6.0	602 5.2	1,796 15.4	11,652件 100.0%
21年度	9,462 80.7	680 5.8	209 1.8	1,377 11.7	11,728件 100.0%
22年度	9,165 80.8	612 5.4	183 1.6	1,377 12.2	11,337件 100.0%

相談の多くは市内からで約81%、市外や県外からも約7%程度入ってきています。

3 面接相談の状況

(1) 概況

専門的、継続的な相談が必要な場合、児童福祉司や児童心理司、教職員等により面接相談を受けています。また、必要に応じて各種心理判定や医師の診断を行いながら、カウンセリングを実施しています。

① 相談種別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	* 2-P.6参照 計 (虐待相談)
18年度	237	2,386	730	245	196	3	受理3,797件 (425件)
	6.2	62.8	19.2	6.5	5.2	0.1	100.0% (11.2%)
	4,510	3,117	5,434	2,418	3,714	10	延19,203件 (2,990件)
	23.5	16.2	28.3	12.6	19.3	0.1	100.0% (15.6%)
19年度	237	2,123	671	182	175	0	受理3,388件 (358件)
	7.0	62.7	19.8	5.3	5.2	0.0	100.0% (10.6%)
	4,830	2,711	5,931	2,364	3,739	7	延19,582件 (3,483件)
	24.7	13.8	30.3	12.1	19.1	0.0	100.0% (17.8%)
20年度	246	2,200	649	225	174	0	受理3,494件 (342件)
	7.0	63.0	18.6	6.4	5.0	0.0	100.0% (9.8%)
	4,308	2,881	6,018	2,148	4,243	14	延19,612件 (3,203件)
	22.0	14.7	30.7	10.9	21.6	0.1	100.0% (16.3%)
21年度	207	2,196	802	223	147	0	受理3,575件 (495件)
	5.8	61.5	22.4	6.2	4.1	0.0	100.0% (13.8%)
	4,243	2,695	6,976	2,577	3,541	10	延20,042件 (4,099件)
	21.2	13.4	34.8	12.9	17.7	0.0	100.0% (20.5%)
22年度	216	2,129	899	226	119	0	受理3,589件 (604件)
	6.0	59.3	25.1	6.3	3.3	0.0	100.0% (16.8%)
	4,448	2,719	9,173	2,989	2,746	14	延22,089件 (6,297件)
	20.2	12.3	41.5	13.5	12.4	0.1	100.0% (28.5%)

※ () は虐待相談件数で内数

受理件数で最も多いのが障がい相談で全体の59.3%となっています。

延べ件数では、養護相談で全体の41.5% (1件あたり平均8回～9回の面接) となっています。

② 虐待相談の内訳* 2-P.6参照

区分	心理的 虐待	身体的 虐待	性的 虐待	放任 虐待	計
20年度	41	127	10	164	受理342件
	12.0	37.1	2.9	48.0	100.0%
	588	1,276	390	949	延3,203件
	18.4	39.8	12.2	29.6	100.0%
21年度	117	175	17	186	受理495件
	23.6	35.4	3.4	37.6	100.0%
	765	1,580	243	1,511	延4,099件
	18.7	38.5	5.9	36.9	100.0%
22年度	177	184	21	222	受理604件
	29.3	30.5	3.5	36.7	100.0%
	1,361	2,492	356	2,088	延6,297件
	21.6	39.6	5.6	33.2	100.0%

③ 相談経路別件数* 4

区分	家庭	福祉 事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉 施設	家庭 裁判所	学校	その他	計
20年度	1,606	466	196	135	479	158	8	52	394	3,494件
	46.0	13.3	5.6	3.9	13.7	4.5	0.2	1.5	11.3	(100.0%)
21年度	1,487	431	279	127	530	157	5	60	499	3,575件
	41.6	12.1	7.8	3.5	14.8	4.4	0.1	1.7	14.0	(100.0%)
22年度	1,452	474	264	130	535	159	10	48	517	3,589件
	40.5	13.2	7.4	3.6	14.9	4.4	0.3	1.3	14.4	(100.0%)

* 4 相談経路・・・当センターへ相談のあった相手方の区分を示しています。

④ 対象者学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	勤労者	無職者	成人	不明	計
20年度	1,374	910	660	285	1	8	56	185	15	3,494件
	39.3	26.1	18.9	8.2	0.0	0.2	1.6	5.3	0.4	100.0%
21年度	1,419	911	688	290	0	10	50	191	14	3,573件
	39.7	25.5	19.3	8.1	0.0	0.3	1.4	5.3	0.4	100.0%
22年度	1,549	880	589	304	2	3	65	176	21	3,589件
	43.1	24.5	16.4	8.5	0.1	0.1	1.8	4.9	0.6	100.0%

(2) 育成相談

落ち着きがない、集団不適応、家庭内暴力などの性格行動や、しつけ、進学・就職などについての相談です。

① 相談内容別件数

区分	性格行動										育児	進路	ひきこもり	生き方	性	被害	保健・医療	計
	な落ち着きが	わ反が抗ま	家庭内暴力	乱暴	性情緒その他	社会人性	チ習ツ癖ク	生活習慣	そ性格他行動	小計								
18年度	27	14	21	14	82	31	11	4	14	218	2	1	7	1	3	1	2	235件
	11.4	6.0	8.9	6.0	34.8	13.2	4.7	1.7	6.0	92.7	0.9	0.4	3.0	0.4	1.3	0.4	0.9	100.0%
19年度	27	8	13	14	57	20	14	7	25	185	23	2	16	1	0	6	4	237件
	11.4	3.4	5.5	5.9	24.1	8.4	5.9	3.0	10.5	78.1	9.7	0.8	6.8	0.4	0.0	2.5	1.7	100.0%
20年度	24	15	13	10	79	37	11	2	19	210	16	1	14	2	0	0	3	246件
	9.8	6.1	5.3	4.1	32.1	15.0	4.5	0.8	7.7	85.4	6.5	0.4	5.7	0.8	0.0	0.0	1.2	100.0%
21年度	16	12	15	5	71	20	7	3	22	171	12	3	10	0	1	10	0	207件
	7.8	5.8	7.2	2.4	34.3	9.7	3.4	1.4	10.7	82.7	5.8	1.4	4.8	0.0	0.5	4.8	0.0	100.0%
22年度	27	20	19	9	72	16	7	0	21	191	10	3	4	2	2	2	2	216件
	12.5	9.3	8.8	4.2	33.3	7.4	3.2	0.0	9.7	88.4	4.7	1.4	1.9	0.9	0.9	0.9	0.9	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
20年度	31	37	52	51	42	25	8	246件
	12.6	15.0	21.1	20.7	17.1	10.2	3.3	100.0%
21年度	25	34	58	48	25	10	7	207件
	12.1	16.4	28.0	23.2	12.1	4.8	3.4	100.0%
22年度	32	32	56	45	34	12	5	216件
	14.8	14.8	25.9	20.8	15.8	5.6	2.3	100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P.8 参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉施設 (里親含)	家庭裁判所	学校	その他	計
20年度	202	1	2	27	0	3	0	2	9	246件
	82.1	0.4	0.8	11.0	0.0	1.2	0.0	0.8	3.7	100.0%
21年度	179	0	6	17	1	2	0	1	1	207件
	86.4	0.0	2.9	8.2	0.5	1.0	0.0	0.5	0.5	100.0%
22年度	174	0	11	27	0	1	0	2	1	216件
	80.5	0.0	5.1	12.5	0.0	0.5	0.0	0.9	0.5	100.0%

④ 学職別件数*3-P7参照

区分	未 就 学	小 学 生							中 学 生				高 校 生				無 職 等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計		
20年度	55	20	18	19	22	20	12	111	13	13	14	40	12	9	5	26	14	246件
	22.4	8.1	7.3	7.7	8.9	8.1	4.9	45.0	5.3	5.3	5.7	16.3	4.9	3.7	2.0	10.6	5.7	100.0%
21年度	52	19	21	18	16	13	18	105	13	8	11	32	3	4	2	9	9	207件
	25.2	9.2	10.1	8.7	7.7	6.3	8.7	50.7	6.3	3.9	5.3	15.5	1.4	1.9	1.0	4.3	4.3	100.0%
22年度	53	18	25	11	19	15	14	102	12	22	4	38	9	4	2	15	8	216件
	24.5	8.3	11.6	5.1	8.8	6.9	6.5	47.2	5.6	10.2	1.9	17.7	4.1	1.9	0.9	6.9	3.7	100.0%

⑤ 支援別件数*5

区分	訓 戒 誓 約	児 童 福 祉 司 指 導	施 設 入 所		福 祉 事 務 所 送 致	*6 助 言 指 導	継 続 指 導	そ の 他	計
			入 所	通 園					
20年度	0	0	0	0	0	28	199	19	246件
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.4	80.9	7.7	100.0%
21年度	0	0	0	0	0	20	173	14	207件
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.7	83.5	6.8	100.0%
22年度	0	0	0	0	0	27	166	23	216件
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	76.9	10.6	100.0%

*5 支援別件数・・・当センターが行った援助の内容毎の件数です。

*6 助言・指導・・・子どもの相談内容に対する対応方法や他機関への連携等を行い、1回の面接で終了したもの。

育成相談における助言指導の多くは、育児や子どもの進路などの相談です。また継続指導とは子どもの性格や行動などの問題がある場合等に、継続して数回から数十回に渡って通所面接や遊戯療法(*7)などを行い、親子関係等の調整を行ったものです。

*7 遊戯療法・・・遊びを媒介として、子どもの精神安定を図り発達障がいなどからの回復をめざす心理療法

(3) 障がい相談

知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい、視聴覚障がい、言語発達障がいなど、心身に障がいのある子どもの療育や家庭での養育、施設入所についての相談です。

療育手帳、特別児童扶養手当の判定も実施しています。

① 相談内容別件数

区分	知的 障がい	肢体 不自由	重症 心身	言語 障がい	その他	計
20年度	1,743	91	213	124	29	2,200件
	79.2	4.2	9.7	5.6	1.3	100.0%
21年度	1,741	90	209	117	39	2,196件
	79.2	4.2	9.5	5.3	1.8	100.0%
22年度	1,658	115	208	109	39	2,129件
	78.0	5.4	9.7	5.1	1.8	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
20年度	573	457	253	288	250	167	212	2,200件
	26.0	20.8	11.5	13.1	11.4	7.6	9.6	100.0%
21年度	594	429	252	269	266	168	218	2,196件
	27.1	19.5	11.5	12.2	12.1	7.7	9.9	100.0%
22年度	640	446	228	194	240	166	215	2,129件
	30.1	20.9	10.7	9.1	11.3	7.8	10.1	100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P8 参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉施設 (里親舎)	家庭裁判所	学校	その他	計
20年度	1,049	327	0	107	477	19	0	0	221	2,200件
	47.7	14.8	0.0	4.9	21.7	0.9	0.0	0.0	10.0	100.0%
21年度	977	332	0	110	529	31	0	0	217	2,196件
	44.5	15.1	0.0	5.0	24.1	1.4	0.0	0.0	9.9	100.0%
22年度	924	348	1	103	535	22	0	0	196	2,129件
	43.4	16.4	0.1	4.8	25.1	1.0	0.0	0.0	9.2	100.0%

④ 学職別件数 * 3-P7 参照

区分	未就学	小学生						中学生				高校生				無職等	計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年			小計
20年度	995	94	71	89	92	93	104	543	113	98	50	261	77	63	38	178	223	2,200件
	45.2	4.3	3.2	4.1	4.2	4.2	4.7	24.7	5.1	4.5	2.3	11.9	3.5	2.9	1.7	8.1	10.1	100.0%
21年度	1,005	75	77	90	78	73	93	486	135	100	68	303	75	73	32	180	222	2,196件
	45.7	3.4	3.5	4.2	3.6	3.3	4.2	22.2	6.1	4.6	3.1	13.8	3.4	3.3	1.5	8.2	10.1	100.0%
21年度	1,056	88	78	74	49	65	65	419	89	80	77	246	105	56	28	189	219	2,129件
	49.6	4.1	3.7	3.6	2.3	3.0	3.0	19.7	4.2	3.8	3.6	11.6	4.9	2.6	1.3	8.8	10.3	100.0%

⑤ 支援別件数 * 6-P.10 参照

区分	訓戒誓約	児童福祉司指導	施設入所 * 8				福祉事務所送致	助言指導	継続指導	その他	計
			入所		通園						
			措置	契約	措置	契約					
20年度	0	0	8	208	0	477	0	1,433	56	18	2,200件
	0.0	0.0	0.4	9.5	0.0	21.7	0.0	65.1	2.5	0.8	100.0%
21年度	0	0	7	192	0	529	0	1,382	67	19	2,196件
	0.0	0.0	0.3	8.7	0.0	24.1	0.0	62.9	3.1	0.9	100.0%
22年度	0	0	8	196	0	535	0	1,294	89	7	2,129件
	0.0	0.0	0.4	9.2	0.0	25.1	0.0	60.8	4.2	0.3	100.0%

* 8 施設入所・・・施設入所のうち契約件数についてはH18年10月より始まった施設と利用者の施設利用契約制度による入所件数であり、毎年度契約要。

⑥ 障がい児施設入所状況(年度末在籍)

区分	知的障がい児	盲児	ろうあ児	肢体不自由児	重症心身障がい児	計
20年度	58 (35)	1 (0)	3 (4)	3 (10)	7 (125)	72人 (174)
21年度	47 (33)	1 (0)	3 (3)	1 (5)	6 (124)	58人 (165)
22年度	42 (29)	1 (0)	3 (3)	1 (7)	8 (125)	55人 (164)

※ () 内の数値は、契約による入所者数で外数

(4) 養護相談

保護者の病気・家出などのため家庭養育が困難な子ども、遺棄・置き去りなど適当な養育者がいない子ども、虐待・放任されている家庭環境上問題のある子どもについての相談です。

① 相談内容別件数

区分	保護者の理由			離婚	虐待	拘禁	父母就労	家庭環境	迷子	その他	計
	傷病	家出	死亡								
18年度	58 7.9	8 1.1	2 0.3	8 1.1	406 55.7	4 0.5	17 2.3	101 13.9	6 0.8	120 16.4	730件 100.0%
19年度	50 7.5	8 1.2	5 0.7	5 0.7	358 53.4	6 0.9	14 2.1	56 8.3	6 0.9	163 24.3	671件 100.0%
20年度	68 10.5	1 0.2	2 0.3	0 0.0	327 50.4	10 1.5	14 2.2	70 10.8	5 0.8	152 23.3	649件 100.0%
21年度	62 7.7	3 0.4	4 0.5	1 0.1	427 53.2	9 1.1	10 1.2	118 14.7	7 0.9	161 20.1	802件 100.0%
22年度	89 9.9	3 0.3	3 0.3	3 0.3	534 59.5	12 1.3	4 0.4	87 9.7	2 0.2	162 18.1	899件 100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
20年度	219 33.7	124 19.1	85 13.1	82 12.6	71 10.9	67 10.3	1 0.3	649件 100.0%
21年度	246 30.7	136 17.0	112 14.0	110 13.7	102 12.7	60 7.5	36 4.5	802件 100.0%
22年度	297 33.0	163 18.2	145 16.1	123 13.7	91 10.1	53 5.9	27 3.0	899件 100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P8 参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部東部 療育センター	児童福祉施設 (里親)	家庭裁判所	学校	その他	計
20年度	92 14.2	137 21.1	60 9.2	1 0.2	2 0.3	110 16.9	2 0.3	50 7.7	195 30.1	649件 100.0%
21年度	133 16.6	99 12.3	118 14.7	0 0.0	0 0.0	120 15.0	0 0.0	58 7.2	274 34.2	802件 100.0%
22年度	108 12.0	125 13.9	108 12.0	0 0.0	0 0.0	115 12.8	0 0.0	44 4.9	399 44.4	899件 100.0%

④ 学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	未就学	小学生						中学生				高校生	無職等	計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年				小計
20年度	323	33	37	21	33	23	28	175	24	28	25	77	59	15	649件
	49.8	5.1	5.7	3.2	5.1	3.5	4.3	26.9	3.7	4.3	3.9	11.9	9.1	2.3	100.0%
21年度	360	43	44	32	36	40	34	229	39	24	40	103	86	24	802件
	44.9	5.4	5.5	4.0	4.5	5.0	4.2	28.6	4.9	3.0	5.0	12.9	10.7	3.0	100.0%
22年度	439	52	52	44	50	34	20	252	35	33	24	92	94	22	899件
	48.8	5.8	5.8	4.9	5.6	3.8	2.2	28.1	3.9	3.7	2.7	10.3	10.5	2.3	100.0%

⑤ 支援別件数 * 5-P.10 参照

区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	児童養護施設等入所	里親委託	その他	計
20年度	44	490	5	87	19	4	649件
	6.8	75.5	0.8	13.4	2.9	0.6	100.0%
21年度	83	566	6	109	36	2	802件
	10.3	70.6	0.7	13.6	4.5	0.2	100.0%
22年度	100	643	3	96	49	8	899件
	11.1	71.5	0.3	10.7	5.5	0.9	100.0%

⑥ 児童養護施設等入所状況（4月1日付施設入所者在籍数）

区分	乳児院	児童養護施設	情緒障がい児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	里親	計
20年度	32	304	20	6	4	68	434人
21年度	45	274	17	8	3	89	436人
22年度	46	279	9	6	4	101	445人

(5) 非行相談

家出、不良交遊などの行為のある子どもについてのぐ犯行為（* 1-P.6参照）等の相談や、13歳以下で窃盗・暴行行為など法に触れる行為のあることについての触法相談です。相談内容別・男女別件数

区分		無断外泊	浮浪徘徊	金品持出	不純異性交遊	不良交遊	喫煙・飲酒	家出	シンナー	放火	暴行傷害	性的非行	窃盗						小計	その他	計
													自転車	原付自転車	万引き	侵入盗	横領	その他			
18年度	男	3	4	10	0	2	2	16	2	9	14	2	11	20	12	9	10	12	74	28	166
	女	7	8	4	0	2	0	30	3	0	1	1	1	3	9	0	2	0	15	8	79
	計	10	12	14	0	4	2	46	5	9	15	3	12	23	21	9	12	12	89	36	245
19年度	男	4.1	4.9	5.7	0.0	1.6	0.8	18.8	2.0	3.7	6.1	1.2	4.9	9.4	8.6	3.7	4.9	4.9	36.4	14.7	100.0
	女	5	1	7	0	0	1	20	0	7	2	3	6	15	4	3	2	7	37	41	124
	計	3	3	3	6	0	0	21	2	0	1	0	3	1	8	1	0	2	15	7	61
20年度	男	8	4	10	6	0	1	41	2	7	3	3	9	16	12	4	2	9	52	48	185
	女	4.3	2.2	5.4	3.2	0.0	0.5	22.2	1.1	3.8	1.6	1.6	4.9	8.6	6.5	2.2	1.1	4.9	28.2	25.9	100.0
	計	4	3	10	0	1	3	12	2	1	19	7	11	24	20	1	3	10	69	27	158
21年度	男	6	1	4	0	0	0	21	1	0	4	0	5	1	4	0	0	9	19	11	67
	女	10	4	14	0	1	3	33	3	1	23	7	16	25	24	1	3	19	88	38	225
	計	4.5	1.8	6.2	0.0	0.4	1.3	14.8	1.3	0.4	10.2	3.1	7.1	11.1	10.7	0.4	1.3	8.5	39.1	16.9	100.0
22年度	男	4	4	11	0	3	1	14	0	6	25	6	9	21	17	4	6	10	67	34	175
	女	2	1	3	0	1	1	17	0	0	0	2	2	2	6	2	1	3	16	5	48
	計	6	5	14	0	4	2	31	0	6	25	8	11	23	23	6	7	13	83	39	223
22年度	男	2.8	2.2	6.3	0.0	1.8	0.9	14.0	0.0	2.7	11.2	3.6	4.9	10.3	10.3	2.7	3.1	5.9	37.2	17.3	100.0
	女	1	2	11	0	0	0	18	2	6	18	6	11	34	13	1	2	5	66	30	160
	計	1	1	10	0	1	0	25	1	1	1	2	0	1	7	3	1	3	15	8	66
	男	2	3	21	0	1	0	43	3	7	19	8	11	35	20	4	3	8	81	38	226
	女	0.9	1.3	9.3	0.0	0.4	0.0	19.0	1.3	3.1	8.4	3.6	4.9	15.5	8.9	1.8	1.3	3.5	35.9	16.8	100.0

① 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
20年度	0 0.0	2 0.9	7 3.1	40 17.8	160 71.1	15 6.7	1 0.4	225件 100.0%
21年度	0 0.0	2 0.9	12 5.4	36 16.1	157 70.4	16 7.2	0 0.0	223件 100.0%
22年度	0 0.0	0 0.0	18 8.0	53 23.5	132 58.4	22 9.7	1 0.4	226件 100.0%

② 相談経路別件数 * 4-P.8 参照

区分	家庭	警察		家庭 裁判所	その他	計
		通告	送致			
20年度	66 29.3	131 58.2	3 1.3	6 2.7	19 8.5	225件 100.0%
21年度	55 24.7	135 60.5	20 9.0	5 2.2	8 3.6	223件 100.0%
22年度	56 24.8	137 60.6	7 3.1	10 4.4	16 7.1	226件 100.0%

少年法の改正（H19.11.1）に伴い、19年度より警察からの送致件数を別途計上

③ 学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	未 就 学	小 学 生							中 学 生				高 校 生	無 職 等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計			
20年度	1 0.4	3 1.3	3 1.3	1 0.4	5 2.2	15 6.8	6 2.7	33 14.7	44 19.6	82 36.4	40 17.8	166 73.8	12 5.3	13 5.8	225件 100.0%
21年度	2 0.9	1 0.4	2 0.9	6 2.7	6 2.7	5 2.3	21 9.4	41 18.4	31 13.9	92 41.3	35 15.7	158 70.9	13 5.8	9 4.0	223件 100.0%
22年度	0 0.0	0 0.0	2 0.9	12 5.3	14 6.2	13 5.9	10 4.4	51 22.7	39 17.3	85 37.6	18 8.0	142 62.9	15 6.6	18 8.0	226件 100.0%

④ 支援別件数 * 5-P.10 参照

区分	助言 指導	継続 指導	児童 福祉司 指導	施 設 入 所				家庭 裁判所 送致	その他	計
				国立児童 自立支援 施設	児童自立 支援施設	児童養護 施設	知的 障がい児 施設			
20年度	68 30.2	136 60.4	2 0.9	2 0.9	8 3.6	0 0.0	0 0.0	7 3.1	2 0.9	225件 100.0%
21年度	67 30.0	134 60.1	2 0.9	0 0.0	12 5.4	0 0.0	0 0.0	7 3.1	1 0.5	223件 100.0%
22年度	65 28.8	133 58.8	3 1.3	0 0.0	8 3.5	0 0.0	0 0.0	15 6.6	2 0.9	226件 100.0%

非行相談における継続指導は、親子での通所を通して、面接指導や心理治療を並行して行い、問題行動の改善、家庭調整などを行ったものです。

(6) 教育相談

不登校やいじめに関する相談です。

① 相談内容別件数

区分	学業	学校との 関わり	怠学	不登校	いじめ	交友・ 人間関係	場面 緘黙	学校 生活	計
20年度	5	2	0	153	4	4	2	4	174件
	2.9	1.1	0.0	88.0	2.3	2.3	1.1	2.3	100.0%
21年度	5	0	1	125	3	3	0	10	147件
	3.4	0.0	0.7	85.1	2.0	2.0	0.0	6.8	100.0%
22年度	7	2	3	88	3	7	1	8	119件
	5.9	1.7	2.5	74.0	2.5	5.9	0.8	6.7	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
20年度	0	4	13	44	106	7	0	174件
	0.0	2.3	7.5	25.3	60.9	4.0	0.0	100.0%
21年度	0	3	22	37	81	4	0	147件
	0.0	2.0	15.0	25.2	55.1	2.7	0.0	100.0%
22年度	0	2	11	42	54	9	1	119件
	0.0	1.7	9.2	35.3	45.4	7.6	0.8	100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P.8 参照

区分	家庭	医療 機関	保健所	他施設	教育 委員会	知人	他市 町村	学校	他親族	近隣者	その他	計
20年度	168	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	174件
	96.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	100.0%
21年度	145	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	147件
	98.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.7	100.0%
22年度	117	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	119件
	98.4	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	100.0%

④ 学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	小学生							中学生				高校生				その他	計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計		
20年度	7	3	3	13	11	11	48	37	55	24	116	5	5	0	10	0	174件
	4.0	1.7	1.7	7.5	6.3	6.3	27.5	21.3	31.6	13.8	66.7	2.9	2.9	0.0	5.8	0.0	100.0%
21年度	5	8	7	6	12	12	50	30	43	18	91	5	1	0	6	0	147件
	3.4	5.4	4.7	4.1	8.2	8.2	34.0	20.4	29.3	12.2	61.9	3.4	0.7	0.0	4.1	0.0	100.0%
22年度	4	5	4	4	12	8	37	27	26	15	68	8	4	2	14	0	119件
	3.4	4.2	3.4	3.4	10.0	6.7	31.1	22.7	21.8	12.6	57.1	6.7	3.4	1.7	11.8	0.0	100.0%

⑤ 支援別件数 * 5-P.10 参照

区分	助言 指導	継続 指導	他機関 連携	その他	計
20年度	3	171	0	0	174件
	1.7	98.3	0.0	0.0	100.0%
21年度	5	142	0	0	147件
	3.4	96.6	0.0	0.0	100.0%
22年度	3	116	0	0	119件
	2.5	97.5	0.0	0.0	100.0%

(7) 心理判定・心理面接状況

専門的立場から子どもの心身の発達や状況を診断し、それに基づいて助言指導やカウンセリング^{*}、遊戯療法（*7-P.10参照）などの心理療法を用いて、子どもや保護者の直面している問題の解決のための支援を行っています。

① 相談内容別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	計
20年度	2,380 22.2	1,615 15.0	1,994 18.5	748 7.0	3,964 36.9	43 0.4	10,744件 100.0%
21年度	2,588 25.3	1,478 14.5	2,041 19.9	884 8.6	3,201 31.3	33 0.4	10,225件 100.0%
22年度	2,449 25.2	1,492 15.3	2,553 26.1	1,069 11.0	2,160 22.2	14 0.2	9,737件 100.0%

心理判定・面接のなかの教育相談の多くは、小・中学生の不登校、いじめ等学校生活に関わる相談となっています。心身障がい相談は療育手帳判定など1回のみ相談も多いのですが、その他の相談は継続的に面接を実施していることが多くなっています。

② 医学診断・心理学的検査・カウンセリング件数

区分	医学診断		心理学的検査					心理療法 カウンセリング等		計
	観察・ 指導	医学的 検査	知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他	面接・ 観察	医師	心理 判定員	
20年度	496 4.1	231 1.9	1,328 11.1	423 3.5	462 3.9	31 0.3	1,902 15.9	0 0.0	7,097 59.3	11,970件 100.0%
21年度	538 4.7	272 2.4	1,406 12.2	361 3.1	442 3.8	57 0.5	1,625 14.1	0 0.0	6,835 59.2	11,536件 100.0%
22年度	565 4.5	264 2.1	1,325 10.6	355 2.9	402 3.2	76 0.6	1,944 15.6	0 0.0	7,532 60.5	12,463件 100.0%

医学診断は、精神科医、小児科医が行っています。知能検査は、主として、田中ビネーV、WISC-IIIを、発達検査は遠城寺式、新版K式などを用いています。人格検査は、バウムテスト、HTP、ロールシャッハ、P-Fスタディ、SCTなどを実施しています。また、治療が必要と思われる児童には、カウンセリングや遊戯療法（*7-P.10参照）、箱庭療法（*9）、家族療法（*10）などの心理治療を実施しています。

- * 9 箱庭療法・・・砂の入った箱におもちゃの建物・人・動物等を並べて思い思いの庭を作らせることで治療を試みる心理療法
* 10 家族療法・・・個人における問題をその人と家族との関係で捉え、家族全体を治療の対象とする心理療法

③ 1歳6か月児・3歳児精密健診相談別受付件数

区	分	養護	肢体 不自由	視聴覚 障がい	言語 発達等	重症 心身	知的 障がい	自閉症	子育て	不登校	性格・ 行動	計
20年度	1歳6か月	0	0	0	59	0	1	0	2	0	9	71件
	3歳	0	0	0	43	0	1	0	1	0	14	59件
21年度	1歳6か月	0	0	0	52	0	0	0	1	0	3	56件
	3歳	0	0	0	55	0	0	0	1	0	12	68件
22年度	1歳6か月	0	0	0	49	0	0	0	0	0	6	55件
	3歳	0	0	0	52	0	1	0	2	0	19	74件

各区の保健福祉センターに児童心理司が出向いて、発達上の問題が疑われる子どもに面接しています。1歳6か月児健診、3歳児健診とともに、言語発達遅滞などに関する相談が高い割合を占めています。

④ 療育手帳判定件数

区分	新規	再判定	計
18年度	322	644	966件
19年度	300	704	1,004件
20年度	355	736	1,091件
21年度	333	700	1,033件
22年度	377	617	994件

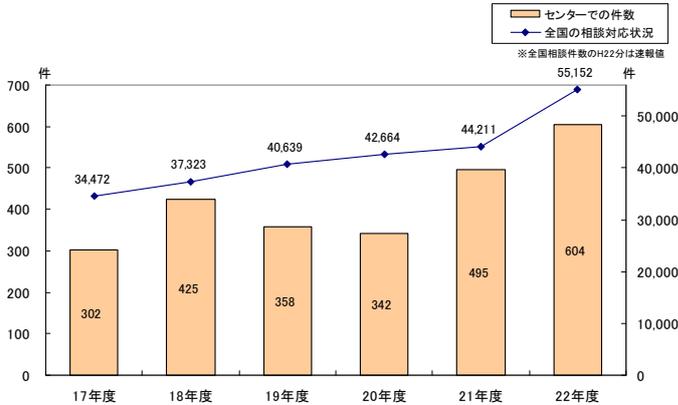
知的障がいがある子どもに対して、療育手帳（*11）の発行のための判定を行っています。上記の件数は、18歳以下の子どもに対して療育手帳新規発行や概ね2年毎に行う再判定に伴う判定件数となっています。また、特別児童扶養手当や、各種証明書発行のための判定も行っています。

*11 療育手帳・・・知的障がいのある方に、一貫した指導・相談を行ったり、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳

4 児童虐待防止対策

(1) 児童虐待に関する相談状況

① 虐待相談件数

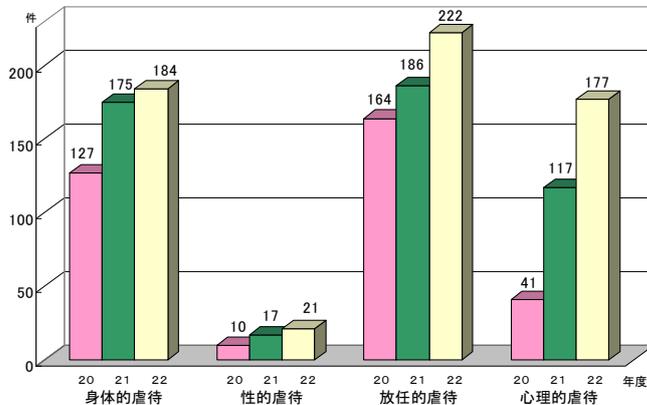


22年度の受付件数は604件で、前年と比較すると約1.2倍となっており、大幅に増加しています。これは、21年9月以降、虐待死亡の報道が相次ぎ、また、福岡市子ども虐待防止活動推進委員会の活動や、市民への広報・啓発活動を強化したことにより、増大したものと思われます。

■ 電話相談

20年度:188件, 21年度:211件, 22年度:377件

② 虐待内容別受付状況

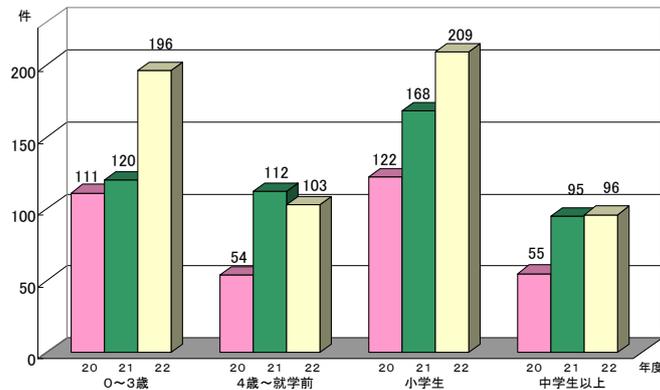


20年度から放任虐待が身体的虐待を上回っています。全国的にも身体的虐待が減少し、放任虐待が増大する傾向にありますが、本市はより顕著になっていることが特徴です。

22年度は心理的虐待が増加しました。これは、近隣から、子どもの泣き声を心配する相談が増えたことによるものです。

また、性的虐待は毎年数パーセントに止まっていますが、顕在化しにくい虐待であり、潜在的にはもっとあるのではないかと考えています。

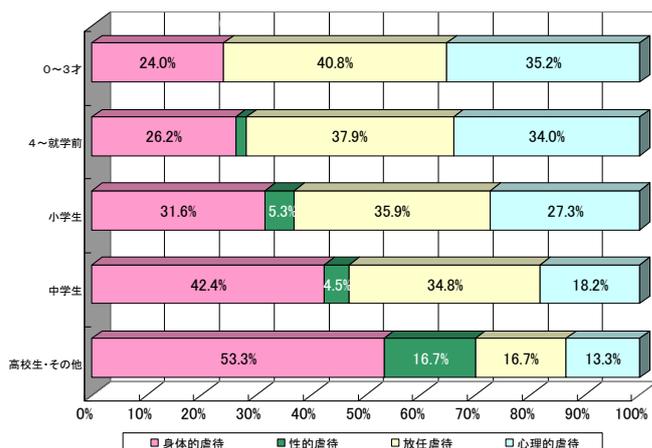
③ 年齢別受付状況



被虐待児の年齢では、例年、乳幼児が半分近くを占め、小学生が3割強となっています。小学生や中学生になって虐待が始まったというより、発見されたのが小学生や中学生という場合も多く、虐待は幼児期から始まる、と考えるべきではないかと思えます。

また、0～3歳の乳幼児に起こる児童虐待の場合、命に関わるような重篤な事態へ発展することがあるため、その対応は児童相談所に限らず、関係機関の連携・協力が必要不可欠です。

④ 年齢別・虐待内容別受付状況 (H22年度数値)

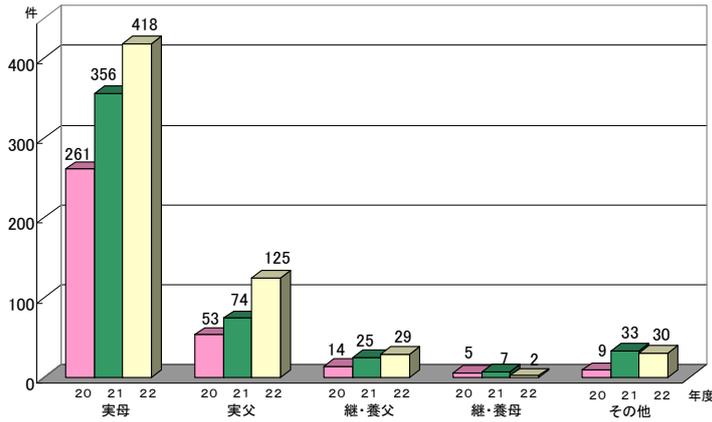


年齢階層別にみた虐待種別の状況では、身体的虐待が小学生の年齢階層で多くなっており、放任虐待については、0～3歳と小学生の年齢階層が多くなっています。

0～3歳の年齢階層では、放任虐待と心理的虐待が虐待内容の中心となっていますが、心理的虐待が増加したのは、乳幼児の泣き声通告が増えたことによるものです。特に乳幼児については、命に関わる緊急性が高い相談も少なくなく、職権保護の検討を行うこともしばしばです。

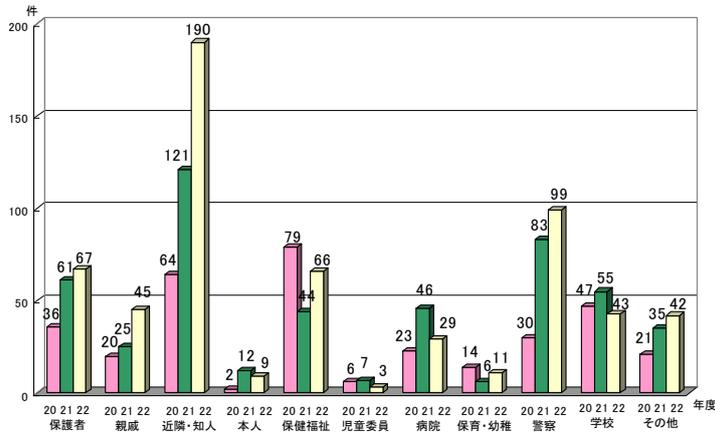
性的虐待については、中学生の年齢階層で発見されることが多いのですが、平成22年度は小学生で発見されたケースが多くなりました。

⑤ 虐待者内訳



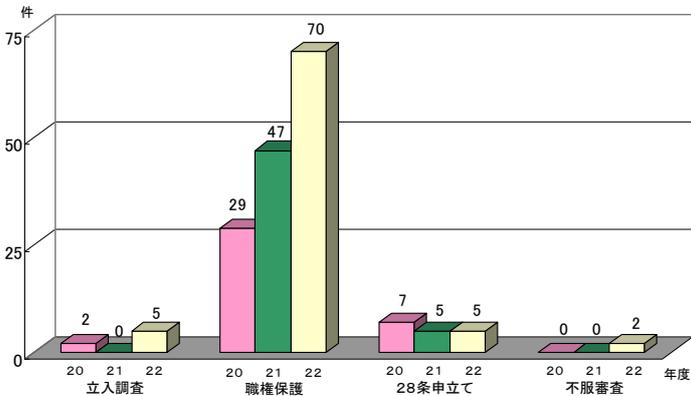
例年、虐待者は実母が一番多く、実父母で8割以上を占めており、22年度は実母の割合が70%となっています。
これは、依然として家事・育児が母親に負わされていること、一人親家庭における虐待相談の場合は母子家庭が多いことなどが、この背景にあると考えられます。

⑥ 経路別受付状況



虐待相談を経路別にみると、「近隣・知人」からの相談が最も多い状況となっており、年々増加しています。
21年から虐待死亡の報道が相次ぎ、また、市民への広報・啓発活動の強化を図ったことにより、相談が増大したものと思われます。

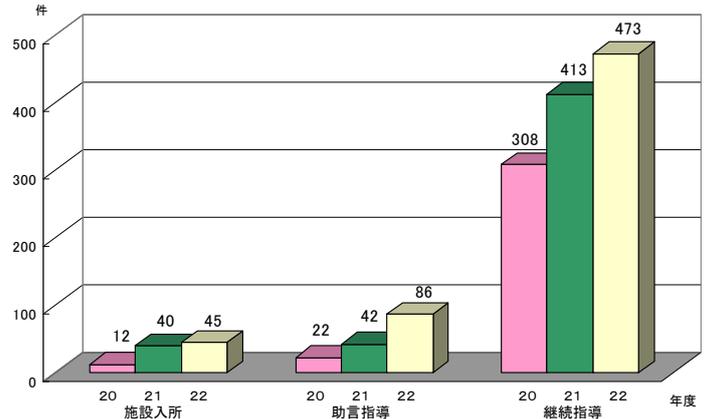
⑦ 立入調査等件数



年度	立入調査	職権保護	28条申立	不服審査
20	2	29	7	0
21	0	47	5	0
22	5	70	5	2

保護者の意に反し、児童相談所長の権限で行う職権保護が急増しています。指導援助が困難な保護者が増えており、その後の対応に苦慮しています。

⑧ 相談受理後の支援状況



虐待相談を受けた後の児童への支援状況ですが、施設への入所措置となる割合は例年少なく、約90%の子ども達が関係機関の支援や見守りを受けながら、在宅で過ごしています。
そのため、再発防止等に向けた関係機関の緊密な連携など、ネットワークの強化は今後も重要な課題となっています。

(2) 児童虐待防止に関する事業

① 親の養育支援事業（木曜会）

ア 目的

育児不安が強く周囲に援助の少ない保護者に対し、グループミーティングの場を設けることにより、保護者の孤立感からの解放やフラストレーションの解消を行い、育児ノイローゼや虐待の未然防止及び再発防止を目指します。

イ 実施状況

区分	第1クール			第2クール			計		
	実参加数	延参加数	回数	実参加数	延参加数	回数	実参加数	延参加数	回数
20年度	10	40	8	9	45	8	19	85	16
21年度	8	30	8	6	36	8	14	66	16
22年度	8	30	8	6	30	8	14	60	16

20年度：20年6月～9月，20年11月～21年3月 隔週

21年度：21年6月～9月，21年11月～22年3月 隔週

22年度：22年6月～9月，22年11月～23年3月 隔週

② 養育支援訪問事業

ア 目的

子育て不安や軽度な被虐待経験等家庭養育上の問題を抱える家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣し、子育ての相談・支援等を行い、地域における児童虐待の未然防止や再発防止のための安全ネットの推進を図る。

イ 対象家庭

- ・出産後間もない時期の養育者が、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭
- ・虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭
- ・被虐待経験等家庭養育上の問題を抱えた家庭
- ・児童養護施設等を退所後自立に向けたアフターケアが必要な家庭
- ・本事業の効果が期待できる家庭

ウ 支援内容

子ども家庭支援員が、支援対象家庭を訪問し、その家庭に対する相談・支援等を行う。

- ・産褥期の母子に対する育児指導や簡単な家事等の援助
- ・未熟児や多胎児等に対する育児指導
- ・養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ・若年養育者に対する育児相談・指導
- ・児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援等

エ 派遣状況

区分	週1回		週2回		週3回		月1回		月2回		計	
	家庭数	延回数										
20年度	67	692	21	364	1	11	-	-	3	9	92	1,076
21年度	86	839	25	372	2	65	-	-	4	12	117	1,288
22年度	107	952	26	471	1	3	-	-	4	15	138	1,441

オ 区別派遣状況

区分	東	博多	中央	南	城南	早良	西	センター	計
20年度	17 (2)	8 (0)	14 (3)	7 (2)	4 (0)	12 (3)	15 (5)	15 (6)	92 (21)
21年度	20 (5)	17 (2)	14 (4)	13 (2)	4 (0)	17 (5)	17 (2)	15 (8)	117 (28)
22年度	20 (6)	26 (8)	13 (2)	20 (7)	10 (4)	18 (7)	19 (10)	12 (4)	138 (48)

※家庭数()内は2クール(6カ月)派遣した世帯の再掲

③ 法的対応機能強化事業

ア 概要

児童虐待相談について、弁護士及び法医学専門家による法的な調整や援助を得ることにより、こども総合相談センターの法的対応機能を強化し、円滑な援助を行うことを目的とした事業です。児童虐待等に関する司法的助言、法的対応が必要となる場合の実務支援や家裁等との調整、職権保護や立入調査への同行、保護者対応への立ち会い等の支援を受けています。

イ 実績（実施回数）

区分	定例相談	緊急相談	立入調査等への同行	法医学的助言	計
20年度	18	11	1	13	43
21年度	20	8	1	11	40
22年度	17	14	2	10	43

④ 関係機関・団体との連携

ア 福岡市要保護児童支援地域協議会

(7) 概要

要保護児童の適切な保護及び自立の支援又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行うとともに、要保護児童及び要支援児童若しくは特定妊婦の支援に関する推進体制の確保を図るため、関係機関が連携し、情報共有や支援内容の協議、支援のあり方などを行う。

(イ) 設置 平成18年度 市レベル及び区レベルに設置。

(ウ) 構成メンバー

福岡県警、県弁護士会、市医師会、市歯科医師会、市私立幼稚園連盟、市保育協会、市社会福祉協議会、ふくおか・こどもの虐待防止センター、市民生委員・児童委員協議会、市乳児院児童養護施設協議会、市保護司会連絡協議会、市教育委員会、市消防局、区保健福祉センター等

(エ) 事務局 福岡市：こども総合相談センター、区：保健福祉センター

(オ) 実績

区	分	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
20年度	会議等	3	2	5	4	4	5	4	27
	事例検討	62	15	10	40	6	15	14	162
21年度	会議等	3	2	2	4	5	5	2	23
	事例検討	11	21	14	29	9	30	46	160
22年度	会議等	13	1	5	2	4	3	3	31
	事例検討	23	41	17	12	30	31	40	194

イ 福岡県要保護児童対策地域協議会(平成18年度までは福岡県児童虐待防止中央連絡会議)

(7) 概要

要保護児童の早期発見やその適切な保護を図ることを目的に福岡県が設置。

(イ) 設置 平成19年 (前身の福岡県児童虐待防止中央連絡会議は13年度設置)

(ウ) 構成委員

県医師会, 県歯科医師会, 県看護協会, 県私学協会, 県私立幼稚園振興会, 県PTA連合会, 県児童養護施設協議会, 県保育所連盟, 県民生児童委員協議会, 保健福祉環境事務所長会, 県里親会, 県弁護士会, 福岡法務局, 福岡家庭裁判所, 県警察本部少年課, 教育庁義務教育課, 県子育て支援課, 県青少年課, 県障害者福祉課, 福岡市こども総合相談センター, 北九州市子ども総合センター, 県中央児童相談所ほか県内各児童相談所, ふくおか・こどもの虐待防止センター, 県市長会, 県町村長会

(エ) 事務局 福岡県保健福祉部児童家庭課

(オ) 運営等 年1回程度の会議開催

ウ F・CAP-C (ふくおか・こどもの虐待防止センター) 主催連絡会議

(7) 趣旨

F・CAP-Cとこどもの虐待防止に関わる関係機関の連携を円滑に行うことを目的に設置されたもの。

(イ) 設置 平成11年

5 里親制度推進事業

(1) 概要

子どもが健全に成長するためには、できる限り家庭的な環境の中で養育されることが必要です。特に、虐待など家庭での養育に欠ける子どもをあたたかい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充が求められています。

★里親登録・人員及び里子委託人員（年度末3月31日現在）

	里親登録数					委託里親数					里子										
	養育	専門	短期	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計	養育	専門	短期	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計	養育	専門	短期	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計
18年度	58	3(3)	4		2		64	35	0	0		2		37	51	0	0		2		53
19年度	70	5(5)	3		3		76	36	0	0		3		39	60	0	0		5		65
20年度	70	6(6)	4		3		77	37	0	1(1)		3		40	69	0	1		5		75
21年度	63	7(7)		6	4	2(2)	73	33	2(1)		0	4	2	40	65	2		0	8	10	85
22年度	69	11(11)		12(3)	7	5(5)	85	38	1		0	5	7	51	65	1		1	11	27	105

※（ ）内は、養育里親にも計上されている数で、内数。

※平成21年法改正により短期里親が廃止、養子縁組を前提とした里親（養子縁組里親）が追加された。

※平成21年より小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が新たに設置された。

区分	里親				里子		
	新規登録世帯数	削除世帯	年度末登録世帯数	年度末委託世帯数	新規委託人数	委託解除人数	年度末委託人数
18年度	15	2	64	37	24	12	53
19年度	17	5	76	39	26	14	65
20年度	6	5	77	40	19	9	75
21年度	14	18	73	40	27	17	85
22年度	16	4	85	51	39	19	105

※福岡市登録里親に委託されている管外児を含まない。

管外里親に福岡市が委託している児童を含む。

※養育里親からファミリーホームへの措置変更は新規委託人数、委託解除人数に含まない。

(2) お盆ふれあい行事

児童養護施設や乳児院に入所中の子どもで、家庭の事情により、お盆に一時帰宅できない子どもに、あたたかい生活を体験させ、将来の家庭づくりに役立てることを目的に、お盆の数日間、ボランティアなどに子どもを一時的に委託します。また、行事を通して、養護問題や福祉についての理解を図っています。

区分	実施期間	実施児童人数	受入世帯数
20年度	8月12日～15日(4日間)	64	55
21年度	8月12日～15日(4日間)	57	48
22年度	8月12日～15日(4日間)	53	48

(3) 里親制度の広報啓発

① 里親研修の開催

	実施年月日	テーマ	場所	参加者	人数
1	H22.10.9	「児童心理司さんって何してるの??」 太田 義隆氏 こども総合相談センター こども相談課 心理相談係長	こども総合相談センター	登録里親・ファミリーホーム養育補助者	21名
2	H23.3.9	「みんなちがって みんないい発達障がい理解について～」 緒方 よしみ氏 福岡市発達障がい者支援センター 所長	こども総合相談センター	登録里親・ファミリーホーム養育補助者・ふれあい行事参加者	27名

② その他広報

平成22年度は出前講座を各区の民生委員を中心に13回開催（内7回は直営，5回はNPO，1回はNPOと共働）。

(4) 里親養育支援共働事業

里親制度の普及啓発推進と里親・里子への支援充実を図るため、「里親養育支援共働事業」としてNPOに委託し，共働で事業を行っている。

① 目的

NPO団体等の地域浸透力を生かし，里親制度の普及啓発を推進することにより，里親の開拓及び里親委託児童数の増加，里親・里子への支援の充実を図る。

② 事業内容

里親開拓のため，制度の理解や申込への援助，登録の促進を図るとともに，地域における里親・里子世帯への支援体制の整備・充実に向けた啓発活動を行う。

ア 市民フォーラムの開催

	実施年月日	テーマ	場所	人数
1	H22.9.18	第1回 フォーラム 「新しい絆」 講演 宮島 清さん 基調報告 重永 侑紀さん	あいれふ 福岡市婦人会館大研修室	112名
2	H22.12.18	第2回 フォーラム 「新しい絆」 講演 渡邊 守さん	あいれふ 福岡市婦人会館大研修室	91名

イ 地域での学習会等の開催・広報

- ・公民館長会や連絡会，男女協同参画代表者会議での広報
- ・各区の民生委員や児童委員の学習会，人権尊重推進協議会の講座にて講演
- ・福岡市ファミリーサポートセンター学習会にて講演
- ・福岡市福祉のまちづくり推進大会にて事例報告
- ・公民館のボランティア養成講座にて講演

ウ 里親ミニ講座・里親サロン

年4回里親登録希望者を中心に里親に関する基礎的な講義を行う。また，里親サロンを年9回開催。里親や里親希望するものが集い，養育についての話し合いなど里親相互の交流を定期的に行い，里親相互の情報交換や養育技術向上などを図る。

エ 里親・里子の支援体制づくり

フォーラムや学習会などの参加者に協力アンケートを募り，人材の発掘・登録を行い，ニーズに応じた情報提供，紹介などを実施。里子の家庭教師や引っ越し，里親会の託児などの協力を得ることができる。

オ 広報啓発活動

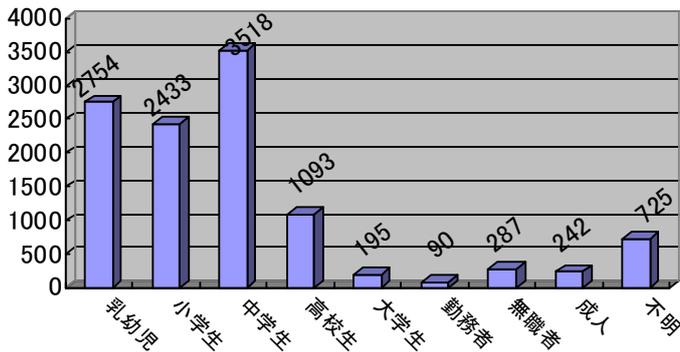
ニュースレターを発行し，希望者への情報提供を行う。

カ 里親委託等推進委員会の開催

- ・構成 福岡市里親会，福岡市乳児院児童養護施設協議会，福岡市民生委員児童委員協議会，福岡市社会福祉協議会，学識経験者，行政関係者等
- ・実施回数 年に3回（7月・11月・3月）

6 思春期相談事業

(1) 電話相談



思春期の子どもや保護者からの性（性感染症、避妊、妊娠、中絶など）やひきこもりなどをはじめとする思春期相談を24時間対応の電話相談で受けています。

平成22年度の電話相談は11,337件でしたが、その中で思春期の年齢（中学生から20歳未満）に関する電話相談は、全体の45.7%を占めています。

(2) 女の子専用相談

子ども本人から思春期に関する相談電話を受けたときに、子ども自身が安心して相談できる体制をつくるために女の子専用相談電話で女性相談員が対応しています。

平成22年度 女の子専用相談総数146件。

(3) ひきこもりに関する面接相談

電話相談の状況から希望者には面接相談で継続的な関わりや支援を行っています。

平成22年度のひきこもり・不登校に関する面接は57人：246回

(4) 思春期集団支援事業（愛称「Peaceful」）

① 概要

心のケアを必要とする不登校やひきこもりに悩む思春期後半の子どもに対し、専門の見立てを行いながら、子どもを中心とした自立に向けた場を提供しながら総合的・専門的に集団支援を行っています。

② 場所及び日時

こども総合相談センター6階、週3回（月、火、木 13:00～17:00）

③ 対象児童

- ・対人緊張が強くひきこもりの悩みがあり、集団での活動が本人にとってプラスだと思われる。
- ・保健室登校や不登校などの状態で中学校を卒業し、その後、ほとんど自宅ですごしている。
- ・こども総合相談センターの個別相談者である。

④ 参加状況

今年度の参加者の変化は、高校進級・専門学校進学ができた人が最も多かった。またアルバイトを始めた子どもや、体験発表やピアサポーターとして関わるなど、ボランティア活動ができるようになるなど、自立に向かった状態への改善が見られた。

区分	実施回数	参加者数
18年度	139回	1,011人
19年度	141回	1,127人
20年度	141回	1,201人
21年度	138回	935人
22年度	138回	892人

⑤ 事業の意義と有効性

ひきこもりからの改善段階として、自宅での生活から、家族との積極的な交流、相談活動、外出、居場所活動への参加、社会参加と段階を追ったステップが必要とされている。この意味で、ピースフルは自宅以外の居場所活動として、自立に向けたエネルギー充電、ひきこもり予防となる。また、同世代との交流により、社会的体験が増えたり、楽しい体験をすることで、自己肯定感の向上により、自立に向けた改善を支援することができた。

(5) 思春期保護者交流会

ひきこもりや対人面などの悩みを抱えている子どもの保護者間の情報交換や自立的な活動を支援する会。保護者とひきこもり経験のある若ものがファシリテートしたことで、話題の共有ができ、積極性ができた。
平成22年度 実施回数4回 参加者延数45人 保護者会登録者数42人

(6) ひきこもり等子どもへの相談員派遣事業

① 概要抜粋

思春期後半（中学校卒業～20歳）のひきこもり状態の子どもの家庭に、思春期訪問相談員を派遣し、子どもの悩みの相談相手となり、ひきこもり状態の改善を図っている。

② 派遣対象家庭

思春期訪問相談員が訪問することでひきこもり状態の改善ができると思われる子どもで、訪問に対する保護者の了解があり、本人の強い拒否がないこと。

③ 派遣要件

保護者が在宅している時間で、原則として活動は家庭内とし、派遣回数は月2回程度、一回の活動時間は約2時間程度。

④ 思春期訪問相談員

思春期のひきこもり支援活動についての知識と理解があり、こども総合相談センター主催養成講座受講生

⑤ 派遣状況と派遣効果

区分	派遣状況		相談員登録者数
	派遣先数	派遣回数	
20年度	15件	200回	19人
21年度	10件	143回	22人
22年度	10件	195回	19人

派遣後、生活リズムの改善や家族への反抗的な言動の軽減、会話の増加、外出回数の増加、ピースフルへの参加開始、復学など、意欲の増加と活動範囲の広がり等、改善がみられている。

(7) 「思春期ひきこもり講演会」

①日 時： 平成22年7月31日（土）13:00～15:30

②場 所： こども総合相談センター 7階視聴覚室

③内 容： 講演「ひきこもる子どもに寄り添うとは」

講師 不登校を考える親の会「ほっとケーキ」代表山口由美子さんと親の会方

④参加者： 36人

(8) 思春期訪問相談員派遣事業に伴う研修

① 「思春期訪問相談員養成講座」 3回シリーズ

- (ア) 日 時： 平成22年 6月24日, 7月1日・8日
時間：毎回18:30~20:30
- (イ) 場 所： こども総合相談センター 7階研修室
- (ウ) 内 容： 講義・ロールプレイ等
講師：臨床心理士 岡田健一
- (エ) 参加者： 61人(3回延参加者)

② 「思春期訪問相談員研修会」

- (オ) 日 時： 平成22年8月30日, 平成23年3月29日 18:30~20:30
- (カ) 場 所： こども総合相談センター 7階研修室
- (キ) 内 容： 発達障害について・学習支援・事例検討・情報交換等
- (ク) 参加者： 27人(2回延参加者)

(9) 思春期ピアサポーター交流・研修会

ひきこもり等の同じ経験を持ちながら、支援活動しているピア(仲間)サポーターが、情報交換や交流を行うことで、より良い支援ができていくことを目的としています。

(平成22年度実績)

- 実施回数2回, 参加者数38人
内容：「ピアサポーターについて」「就労支援について」講義及び情報交換
参加団体：楠の会・九州大学サイコロトリート・福岡市BBS・久留米BBS・ここりーと
ていーんず・JACFA・カーペ・ディエム・ワンド・よかよかルーム

(10) 地域思春期相談事業(ひきこもり地域支援センター) *九州産業大学への委託事業

① 概要

主に福岡市東部に居住する心のケアを必要とするひきこもりに悩む思春期及び青年期の子どもと保護者を対象に、相談と居場所活動を、九州産業大学臨床心理センター内で平成21年5月より開始。

② 居場所活動「ワンド」

- 九州産業大学臨床心理センター内で週3回(水, 金, 土 13:00~16:00)開設。
参加状況： 140回 参加者1,072人
保護者会： 11回
参加者 57人

③ 電話・面接相談

- 電話相談や面接相談で継続的な関わりや支援を行っています。
相談数：146人 184回

(11) 思春期相談関連懇話会

思春期相談の現状や問題点について情報交換や検討を行うことで、関係機関や援助者の専門分野を超えたネットワークの構築ができることを目的として、思春期相談関連懇話会を設置しています。

平成19年度より、「ひきこもり支援」と「性の問題」をテーマに年間2回開催しています。

7 いじめ・不登校対策

(1) 不登校児童生徒学校適応指導教室「はまかぜ学級」の運営

①概況

ほぼ毎日通級する1組と週1～2日通級する2組の2クラス体制（各組20名定員）

1組・・・集団活動を中心に

2組・・・小集団活動・個別活動を通して

共通の活動内容として、朝の会・帰りの会・学習活動・行事活動

②入級生の推移

20年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	14	0	6	1	6	4	0	0	4	2	3
計	14	14	20	21	27	31	31	31	35	37	40

年度末の動き 中3 22名（進学22名）

21年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	10	5	3	3	1	3	0	2	0	4	1
計	10	15	18	21	22	25	25	27	27	31	32

年度末の動き 中3 18名（進学17名，就職他1名）

22年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	10	0	0	1	0	4	1	2	1	4	1
計	10	10	10	11	11	15	16	18	19	23	24

年度末の動き 中3 14名（進学14名） 小6 1名

③入級生内訳

ア はまかぜ学級入級児童生徒数

区分	小 学 生							中 学 生				計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計		
20年度	男子	0	0	0	0	0	1	1	2	5	9	16	17
	女子	0	0	0	0	0	0	0	0	10	13	23	
	計	0	0	0	0	0	1	1	2	15	22	39	
21年度	男子	0	0	0	0	3	0	3	2	4	8	14	17
	女子	0	0	0	0	0	0	0	0	5	10	15	
	計	0	0	0	0	3	0	3	2	9	18	29	
22年度	男子	0	0	0	0	1	1	2	0	6	8	14	16
	女子	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	8	
	計	0	0	0	0	1	1	2	1	7	14	22	

イ クラス別入級児童生徒数

区分	小 学 生							中 学 生				計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計		
20年度	1組	0	0	0	0	0	0	0	1	9	18	28	28
	2組	0	0	0	0	0	1	1	1	6	4	11	
	計	0	0	0	0	0	1	1	2	15	22	39	
21年度	1組	0	0	0	0	0	0	0	2	5	13	20	20
	2組	0	0	0	0	3	0	3	0	4	5	9	
	計	0	0	0	0	3	0	3	2	9	18	29	
22年度	1組	0	0	0	0	0	1	1	0	5	10	15	16
	2組	0	0	0	0	1	0	1	1	2	4	7	
	計	0	0	0	0	1	1	2	1	7	14	22	

(2) 不登校支援ネットワーク事業（学校訪問）

学校における不登校問題への取り組みを支援する。

指導主事等が学校を訪問して、不登校生児童・生徒の支援計画書を基に、管理職，担任，スクールカウンセラー一等と協議する場を持ち、支援方針を明確にし、連携しながら関わっていきます。

(3) 不登校児童生徒支援のための大学生相談員派遣事業

「大学生相談員（メンタルフレンド）派遣事業」

平成13年度からモデル事業として開始され、平成14年度から本格事業となった福岡市の単独事業です。

事業の目的は、家庭にひきこもりがちで、不登校状態となっている小学校、中学校に在籍する児童生徒に対して、教育相談の一環として、児童生徒の兄、または姉に相当する世代で教育問題に理解と情熱を有する大学生及び大学院生を相談員として児童生徒の家庭に派遣し、ふれあいを通じて、ひきこもり児童生徒やその家族の悩みや不安を解消します。

平成20年度には355回、21年度には309回、22年度には306回の派遣を行っています。表情が明るくなったり、外出が可能になったりなどの効果が多くの子どもに見られます。また、学校に登校できるようになったり、高等学校へ進学するなどの成果が上がっています。

(4) スクールカウンセラー派遣事業

スクールカウンセラー配置状況

この事業は、いじめ、不登校等の問題の解決及び防止を目的として中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図るとともに、教員の資質向上に資することを目的としています。

区分	小学校	中学校	高等学校	計
20年度	0	67	4	71
21年度	0	67	4	71
22年度	0	67	4	71

スクールカウンセラーは臨床心理士の資格を有する者から選考により教育委員会が任命しています。

本市においては、拠点校方式(中学校に配置されたスクールカウンセラーが校区内の小学校を併せて担当する。)を採り、中学校に配置してします。

職務内容は、①児童生徒、保護者へのカウンセリング②カウンセリング等に関する教職員及び保護者への研修及び助言、援助③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集、提供④配置学校区内小学校へのカウンセリング支援⑤その他所属長が学校運営上必要と認めたものです。

(5) スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

この事業は、児童生徒がおかれた様々な環境、複雑化した課題を解決するため、社会福祉・教育の専門的な知識、技術を有したスクールソーシャルワーカーが中心となり、関係機関との連携及び調整を行い児童生徒の環境改善を行うことを目的としています。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士または、精神保健福祉士の資格を有する者から選考により教育委員会が任命しています。

スクールソーシャルワーカーは、問題行動等の解決に向けて、児童生徒・保護者・学校・地域に対して環境条件・社会的人間関係把握のための聴取を行います。その内容をもとに、関係機関を含んだ関係者会議を行います。その際、スクールソーシャルワーカーは、支援計画書を作成し、コーディネーター役として支援を行います。

平成22年度は6名のスクールソーシャルワーカーを、いじめ・不登校などの問題行動等を多く抱える中学校区の小学校に配置し、関係機関と連携した支援体制を構築し、問題行動等の削減を図っています。

平成22年度実績

区分	養護	非行	育成	障がい	その他	合計
相談件数	317	43	112	66	154	692
介入件数	119	12	32	19	20	202
終結件数	115	12	31	17	19	194

8 一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の状況

(1) 一時保護の目的

- ①緊急一時保護 適当な保護者または宿所がないために子どもの身柄の保護が必要な場合。虐待、放任などの理由により、子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合。
- ②行動観察 支援上の診断に役立てるために、日常生活における対人関係、生活習慣などの具体的な行動観察を行う場合。
- ③短期入所指導 家庭から一時的に引き離した指導が望ましい非行児や不登校児などを短期間保護してカウンセリングやグループワークなどで指導を行う場合。

これらの保護目的により、一時保護所に入所する子どもの年齢は、2歳から18歳未満までと幅が広く、その子どもや家庭環境、親子関係が抱える問題は、複雑多様化しています。

また、今までの一時保護所（まりんルーム）とは、別途に20年4月、集団生活が難しい子や高校生、中卒児などに少人数で個別的ケアを行うことを目的としたほっとルームを開設しました。

(2) 相談種別人数

区分	養護				非行	育成	その他	計				
			虐待									
18年度	288	-	122	-	84	-	19	-	0	-	391人	-
	73.7	-	31.2	-	21.5	-	4.8	-	0.0	-	100.0%	-
19年度	287	-	120	-	74	-	16	-	5	-	382人	-
	75.1	-	31.4	-	19.4	-	4.2	-	1.3	-	100.0%	-
20年度	265	(19)	87	(8)	85	(10)	13	(2)	0	(0)	363人	(31)
	73.0	61.3	24.0	25.8	23.4	32.2	3.6	6.5	0.0	0.0	100.0%	(100.0)
21年度	277	(35)	59	(8)	98	(11)	13	(1)	0	(0)	388人	(47)
	71.4	74.5	15.2	17.0	25.2	23.4	3.4	2.1	0.0	0.0	100.0%	(100.0)
22年度	224	(14)	93	(5)	108	(9)	12	(2)	0	(0)	344人	(25)
	65.1	56.0	27.0	20.0	31.4	36.0	3.5	8.0	0.0	0.0	100.0%	(100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

平成22年度の、一時保護実人員は344人、延べ人員は16,178人で実人員は21年度より減少していますが、延べ人員(21年度は13,603人)は増加しています。平成22年度一人あたりの平均保護日数が44.8日で、一日平均の保護人員は44.3人と保護日数と保護人員の増加が要因です。実人員を相談種別で見ると、「養護」が全体の65.1%と圧倒的に多く、次いで、「非行」(31.4%)、「育成」(3.5%)の順となっています。

(3) 年齢別人数

区分	0～5歳		6～11歳		12～14歳		15歳以上		計	
20年度	92	(0)	110	(6)	102	(9)	59	(16)	363人	(31)
	25.3	(0.0)	30.3	(19.4)	28.1	(29.0)	16.3	(51.6)	100.0%	(100.0)
21年度	91	(0)	108	(10)	106	(10)	83	(27)	388人	(47)
	23.5	(0.0)	27.8	(21.3)	27.3	(21.3)	21.4	(57.4)	100.0%	(100.0)
22年度	72	(0)	98	(1)	107	(12)	67	(12)	344人	(25)
	20.9	(0.0)	28.5	(4.0)	31.1	(48.0)	19.5	(48.0)	100.0%	(100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

年齢別の相談種別一時保護の状況を見ると、0～5歳では「養護」が98.6%、6～11歳では「養護」が85.7%、12～14歳では「養護」が34.5%、「非行」が59.8%、15歳以上では「養護」が47.8%、「非行」が50.7%となっています。

(4) 一時保護後の支援状況

	帰宅	児童福祉施設入所	里親・保護受託者委託	他児相・機関移送	その他	計
20年度	233 (11) 64.2 (36.7)	88 (13) 24.2 (43.3)	21 (1) 5.8 (3.3)	12 (3) 3.3 (10.0)	9 (2) 2.5 (6.7)	363人 (30) 100.0% (100.0)
21年度	251 (25) 64.5 (56.8)	81 (8) 20.8 (18.2)	34 (9) 8.7 (20.5)	10 (0) 2.6 (0.0)	13 (2) 3.4 (4.5)	389人 (44) 100.0% (100.0)
22年度	241 (10) 70.3 (40.0)	61 (4) 17.8 (16.0)	26 (6) 7.6 (24.0)	7 (2) 2.0 (8.0)	8 (3) 2.3 (12.0)	343人 (25) 100.0% (100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

一時保護後の子どもの処遇状況は、平成22年度は70.5%が一時保護後に帰宅し、児童福祉施設への入所になった子どもは17.8%、里親委託が7.6%と増加となっています。

(5) 一時保護所の生活

一時保護所に入所する子どもは、保護の目的からも察せられるように、家庭環境や親子関係に問題が多く、安定した家庭生活を送ってきた子ども達は少ないため、一時保護所では、家庭的な雰囲気の中で、子どもが落ち着いて生活できるような日課を組んでいます。

また、できるだけ束縛感を与えず、自由に楽しく活動できる時間を取り入れています。曜日や時間帯によって指導内容や指導方法を変え、生活にリズムを持たせるように配慮しています。

学齢児の場合、午前中は学習を行います。国・算・英の3教科を中心に教科書やドリルなどを使い、子どもの多様な能力を伸ばすようにしています。学習の始めには、百ます計算練習をして集中力を高めます。午後は、スポーツとレクリエーション、自由時間が中心で、伸び伸びと行動できる時間としています。

全体の日課を通して、幼児には食事や洗面、排泄、衣服の着脱などの基本的な生活習慣を習得させ、学齢児には学習の習慣づけや昼夜逆転など乱れた生活リズムの改善、対人関係の取り方などを習得できるような指導内容を心がけています。

また、少人数で個別のケアを行うほっとルームについては、学習やスポーツなど、その日の状況に応じて柔軟に対応しています。日課については、まりんルームの学齢児に準じますが、スポーツの時間をずらしなど、まりんルームの子どもと接触しないような時間としています。

まりんルームの日課

学 齢 児	時刻	幼 児
起 床	7:00	起 床
洗面・体操	7:30	朝 食
朝 食	7:50	保 育
学 習	9:00	
計算練習 中学生=英語・国語・数学 小学生=国語・算数	10:00 11:30	お や つ 保 育 食
昼 食	12:00	
ス ポ ー ツ 入 浴	13:00	午 睡 入 浴
お や つ 自 由 時 間	15:00 17:30	お や つ 自 由 時 間 食
夕 食	18:00	自 由 時 間
日 記 記 入 自 由 時 間	20:00	就 床
小学生就床	21:00	着替え・洗面
中学生就床	22:00	

(6) 所外活動実施状況

毎日の日課と併せて、グループワークなどを目的とした様々な所内外での活動を定期的実施しています。

所内では調理実習やカレンダーづくり等を行い、所外では社会見学やハイキングなどに出かけています。特に「非行」で入所している子どもには、所外活動は情緒を安定させ、社会性を高めるための有効な指導方法となっています。

また、幼児については気分転換を図るため隣接する特別支援学校のグラウンドや公園、海岸などにできるだけ出かけるようにしています。

※所外活動実施回数

全日活動				半日活動			
種 別	20年度	21年度	22年度	種 別	20年度	21年度	22年度
社会見学	5	1	5	社会見学	2	4	3
ハイキング	5	5	6	ハイキング	0	0	15
川 遊 び	0	0	0	所外スポーツ	4	1	22
そ の 他	2	4	3	そ の 他	237	253	287
計	12	10	14	計	243	258	327

9 その他の事業

(1) 事件・事故等に関わる学校緊急支援事業

事件・事故等に児童生徒が巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などに様々な反応を示すおそれが生じた時、児童生徒、保護者、教職員の心のケアのために相談員等が緊急に学校訪問し、支援しています。

(2) 非行防止活動

① 街頭指導活動

青少年の非行を未然に防止するため、センター職員と子ども生活指導員及び区役所職員の協働による街頭指導活動を実施しています。また、福岡県警少年サポートセンター職員（警察職員）と子ども生活指導員の協働による指導も実施しています。

ア 子ども生活指導員

非行防止に係る生活指導の促進を図るため、関係機関・団体からの推薦に基づき福岡市長が委嘱しています。

区分	保護司	民生委員 児童委員	区青少年 育成協議会	少年補導員	中学校 P T A	中学校 教諭	高校教諭			計
							私 立	県 立	市 立	
人 数	7	7	7	7	7	27	22	14	4	102

イ 街頭指導の実施状況

区分		午前	午後	夕方	計
回数	20年度	73	202	77	352
	21年度	59	167	72	298
	22年度	49	143	71	263
従事人員	20年度	330	969	350	1,649
	21年度	205	704	270	1,179
	22年度	184	529	261	974
指導人員総数	20年度	355 (101)	1,674 (658)	1,101 (383)	3,130 (1,142)
	21年度	275 (124)	1,789 (742)	1,015 (409)	3,079 (1,275)
	22年度	130 (72)	1,439 (547)	1,096 (412)	2,665 (1,031)

() 内は女の子で内数

*従事人員内訳

(単位:人)

区分	子ども 生活指導員	少年補導職員	センター 相談員	区役所職員等	計
20年度	911	91	323	324	1,649
21年度	493	100	267	319	1,179
22年度	440	64	227	243	974

※区役所職員は、各区非行防止対策推進員・地域振興課職員等です。

ウ 指導の状況

区分		刑法犯	不良行為	声かけ	計
未就学	20年度	0	0	20	20
	21年度	0	0	4	4
	22年度	0	0	16	16
小学生	20年度	0	2	314	316
	21年度	0	0	336	336
	22年度	1	0	217	218
中学生	20年度	0	13	784	797
	21年度	0	4	782	786
	22年度	0	5	780	785
高校生	20年度	0	65	1,802	1,867
	21年度	0	27	1,870	1,897
	22年度	0	14	1,580	1,594
その他 学生	20年度	0	4	43	47
	21年度	0	0	18	18
	22年度	0	1	19	20
勤労少年	20年度	0	2	10	12
	21年度	0	5	7	12
	22年度	0	0	12	12
無職少年	20年度	0	14	57	71
	21年度	0	6	20	26
	22年度	0	8	12	20
計	20年度	0	100	3,030	3,130
	21年度	0	42	3,037	3,079
	22年度	1	28	2,636	2,665

※刑法犯とは、刑法に触れる行為をしている者。
不良行為とは、怠学や喫煙等行為をしている者。

② 環境浄化活動

青少年を非行から守り健全に育成していくため、有害な環境の浄化活動や協力要請活動を行っています。

区分		有害 広告物	たまり場					計	
			ゲーム	カラオケ	書店	飲食店	スー パー		その他 インターネット カフェ等
排除・ 協力要請	20年度	9	178	141	32	23	4	34	421
	21年度	13	129	118	41	21	7	27	356
	22年度	5	133	123	45	22	5	38	371
撤去	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	21年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	22年度	0	0	0	0	0	0	0	0
計	20年度	9	178	141	32	23	4	34	421
	21年度	13	129	118	41	21	7	27	356
	22年度	5	133	123	45	22	5	38	371

(3) 児童福祉審議会処遇困難事例等専門部会

① 経緯

平成10年4月の児童福祉法一部改正により児童福祉審議会（専門部会）を設置。近年の虐待等の深刻な問題に適切に対処するとともに、入所措置等の客観性を図る観点から、児童福祉審議会に法律・医学等の専門家からなる専門部会を設け、児童相談所長が施設入所等の措置を行う際、専門部会の意見を聴くこととなった。（児童福祉法第27条第6項）

② 趣旨

児童相談所における処遇決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、児童の最善の利益を確保しようとするものであり、次の要件のいずれかに合致する場合、専門部会の意見を聴かなければならない。

- ・児童もしくはその保護者の意向が児童相談所の措置方針と一致しないとき。
- ・児童相談所長が必要と認めるとき。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ審議会の聴くいとまがない時はこの限りではない。この場合、採った措置について速やかに児童福祉審議会に報告しなければならない。(児童福祉法施行令第32条)

③ 運営等

- ・委員数 5名、
- ・開催数 概ね毎月1回

④ 里親認定

養育里親、養子縁組里親、専門里親、親族里親の認定について、処遇困難事例等専門部会において適否の意見聴取を行っている。

また、平成21年度から制度化された小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の指定についても意見聴取を行っている。

(4) 広報・啓発活動

① ホームページの公開

URL(アドレス) <http://www.city.fukuoka.lg.jp/egaokan/>

② 小冊子「わが子を見つめる」の発行

小学校及び中学校の卒業児を持つ保護者を対象に、こどもの健全育成の推進を目的とした育児のヒントとなる小冊子を発行。

- ★中学生版 15,700部
- ★10代後半版 14,700部

③ 出前講座等の実施 ※（ ）内は出前講座のテーマ

地域からの依頼により、市の取り組み等を直接説明に出向きます。

- ★里親制度（里親のこと知ってください） 7回
- ★心の発達（こどもの心の発達とその理解） 10回
- ★虐待防止（ストップ・ザ虐待） 5回



子ども本人や家族関係者からの相談・多様化する相談などに総合的に対応するため、児童相談所、青少年相談センター、児童110番及び教育相談センターを統合して開設されました。窓口の一元化による利便性の向上と専門性の強化を図り、関係機関とも連携し連携し、児童相談所の専門性の強化を図ります。



相談の電話はTel 833-3000、女の専用電話はTel 833-3001
※詳細は、上記のURLからご確認ください。



●施設の構造・規模
敷地面積：16,121.81平方メートル
延床面積：2,097.31平方メートル
延床容積：12,073.90平方メートル
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
階数：地下1階、地上7階建

第 3 特 集

東日本大震災支援派遣報告

(1) はじめに

平成23年3月11日、未曾有の災害となった東日本大震災は日本全国の人々を震撼させた。想像を絶する大津波がすべてを飲み込む悲惨な映像を見るたびに、自然の脅威に震え上がった。多くの人々が家族を失い、家を失い、深い悲しみと心を傷つけたであろうことに、皆心を痛めた。一方で、そのなかでも必死に再建しようとする努力に心を打たれ、何かお手伝いはできないかという支援の連帯の空気も広がった。

東北の子どもたちはどうしているのだろうか、親を失い、深い心の傷に苦しんでいるのではないだろうか。児童相談所や児童養護施設は大丈夫だろうか。子ども達をケアする仕組みや体制が失われ、一層深刻な状態になっているのではないだろうか。全国の児童相談所も、要請があればなんらかの支援に駆けつけるという気概にあふれていた。

そのような中、宮城県の中央児童相談所から支援要請を受けた厚労省は、全国の児童相談所に支援派遣を呼びかけたのである。私たち福岡市こども総合相談センターも、その呼びかけに積極的に応じ、要請の日程にあわせ、児童福祉司と心理司のローテーションをつくって声がかかるのを待った。数回待って、ようやく当センターからの派遣が決定した。すでに、センターの保健師1名が福岡市の保健師チームの一員として福島県相馬市へ派遣されていた。

派遣の口火を切った保健師と3組の児童福祉司・心理司。いずれも貴重な経験をした。それらの経験を報告したい。

(2) 派遣先とスケジュール

期間	派遣職員	派遣先	従事内容
H23. 4. 5(火)～4. 14(木)	保健師 1名	福島県相馬市	福島県相馬市にて健康相談
H23. 4. 24(日)～4. 30(土)	児童福祉司 1名 児童心理司 1名	宮城県東部児童相談所	宮城県石巻市、女川町にて保育所等巡回活動
H23. 5. 8(日)～5. 14(土)	〃	〃	〃
H23. 5. 15(日)～5. 21(土)	〃	〃	宮城県東松島市、女川町にて保育所等巡回活動

宮城県東部児童相談所は、石巻市を中心に東松島市、女川町など宮城県東部の4市1町（人口39万人）を管轄している。気仙沼市や南三陸町は気仙沼支所が管轄している。

(3) 派遣先：福島県相馬市

① 被害状況 (H23. 4. 16 現在)

死者 424人 行方不明者 106人 避難所 8ヶ所 避難者 1424人

相馬市の中央部から山間部は建物のひび割れや屋根瓦が落ちる程度の損害だったが、海岸沿いの地域の被害は津波により壊滅的で、高台にある住宅がかろうじて残っている程度だった。津波は海岸から数キロのところまで押し寄せ、道路のがれきは除去されていたが、大きな船が取り残されていたり、住宅が川や湾内に浮かんでいたり、まだまだ津波の跡は痛々しく残っていた。ガス・水道・電気のライフラインは復旧し、コンビニも開店し種類はやや少ないが、十分買い物はできた。風呂は自衛隊とホテル（1軒）の利用が可能で、ガソリンも4月に入り自由に購入できていた。市内の病院もすべて再開していた。



<往路の荷物>

② 活動の目的

- ・ 避難所の健康管理（避難所内の巡回・保健指導・医療連携等を実施）
- ・ 地域調査（担当班を決めて、安否確認・健康状態の確認を実施）

③ 具体的な活動内容と今後の支援について

沿岸部に残された地域への家庭訪問では、余震が続く中で、夜中何度も避難された方、農業を再開し喜んでおられた方もおられたが、反対に放射能を恐れ、水・畑の作物への不安を訴えられる人もみられた。健康状態、家屋の状況の確認をしながら、家屋の消毒・支援物資について、震災後の健康の変化についてなど、避難所にいたら入手できる情報の提供に努めた。また、自宅にいるゆえに孤独感・不安感もあり、苦しい体験を傾聴したり正しい情報を提供することで精神的支援につとめた。

避難所では、支援中も頻回な余震が続き、携帯の緊急地震速報の音におびえる子どもや、津波を思い出したのか、涙ぐむ方もおられた。今後、このような不安や不眠がPTSDとなり、こころのケアを必要とする人が増えてくると思われる。特に、子どもは被災した学校で授業を受けることになり、新学期の開始により、問題が表出してくることが予想される。また、津波で全財産を奪われた方々は、その復興には物質的にも精神的にも長い時間が必要であり、金銭の問題も大きい。福島県はそれに加えて原発の放射能の被害・風評被害もあり、息の長い支援が必要と思われる。現地の人を中心に据えた支援が効果的であり、支援に入った者が去った後も、生活の立て直しが続いていくような、計画的な支援が必要であると感じた。また、今回のように多くのチームが支援に加わる場合、夫々のチームの特徴にあった支援が行えるよう、丁寧な情報交換が有効であった。また、被害を受けた当事者・自治体では十分な情報収集ができない場合もあるので、直接的な支援だけでなく、情報や資料の提供等、支援を組み立てていく部分からの支援も必要であると感じた。

（４）派遣先：宮城県東部児童相談所

① 被害状況（H23. 5. 13 現在）

死者 8840人 行方不明者 5889人
うち、東部児相管轄区域 3市1町 4462人
支所の1市1町 1431人

東部児童相談所は合同庁舎に入っていたが、一階まで津波に襲われ、合同庁舎は石巻専修大学体育館に移転し、業務を行っていた。震災当日、職員も庁舎に閉じこめられ、四日目にボートで救出された。その間、不眠不休で避難してきた300人の支援を行った。



<東部児童相談所>

② 活動の目的

- ・ 保育所巡回活動
- ・ 震災後に保育を再開した保育所において、被災児童の保育にあたる保育士等への支援と、要保護児童についての情報を把握すること。
- ・ 子どもの様子を観察して、気になる子どもについて情報交換、可能な範囲での初期ケア
- ・ 具体的な支援方法については、各保育所で相談の上決める。



<出前保育>

③ 具体的な活動内容

東部児童相談所へ派遣された3組の児童福祉司・心理司は、いずれも女川町立第一保育所を訪問している。ほぼ一ヶ月にわたり入れ替わり立ち替わりお世話になった。十分にお役に立っているだろうかと、せめて出された茶碗は洗って帰る。ここは、女川町の高台に位置し、地震直後から避難所となり、100人を超える住民が避難していた。保育は行っておらず、津波で壊滅的被害にあった第二保育所の職員と一緒に避難所を運営、所長は毎日泊まり込んでいる。4月は午前中出前保育、午後から避難所にいる数名の子どもたちと高齢者で、毎日「あそびりテーション」を行っていたが、5月には避難所への出前保育がメインとなっている。制約を強いられる集団生活で、特に水を必要とする小さい子を抱える保護者などは早くに避難所を退所しているという。

保育中の子どもの様子を観察した後、保護者と懇談。保育中は特に問題は見られなかったが、家では落ち着きがなく乱暴、つねったりかんだりする、避難生活の長期化が子どもたちのストレスになっているように感じられた。震災前からというが、テンションが高く、落ち着きがない子もおり、発散する場がないのも要因かと思われた。保護者の心配事や大変さを語っていただきろう。

石巻市、東松島市の保育所の巡回相談の状況は、地震のみの被害で建物の損傷がない保育所から、津波が避難所の体育館ギャラリーまで押し寄せ奇跡的に助かったと言われる保育所（保育所は壊滅状態で、地域の建物を合同保育所としていた）までさまざまだった。地震ごっこや津波ごっこをする様子が見られることはどの保育所でも報告があったが、子どもたちは全体的に元気で明るく、特に心配な様子は見られなかった。しかし、被害の比較的少ない保育所であっても、母親を津波で亡くした子どもや、依然母親が行方不明である子どもなど、過酷な現状を背負わされている子どもはどこにでもおり、午前保育中の観察と保育士の懇談のメインはその子どもたちだった。保育士は、親族を亡くした保護者の対応についても苦慮してある様子が窺えた。

被災地の保育士たちは、家が被害、実家が被害、震災当日の体験、家族の被災目撃体験、親戚が死亡など、保育士自身が、被災者だった。そんな保育士たちの心に寄り添うのは簡単なことではなかった。子どもの相談はしても、自らの被災体験については、口が重くなる方もいらっしゃる。ある保育所では、所長のご配慮で、保育士8人の面接を受けることができた。面接された保育士全員が泣かれた。“もっと大変な人がいる”と自分の感情を抑圧されている現地の状況を理解でき、第三者に話すことの意味が大きいと感じた。



<被災地状況>

(5) まとめ

子どもたちは全体的には元気な様子だった。緊急に支援を要する状態ではないものの、それぞれ反応が出ている子どももおり、経過観察が必要であると感じた。今回、私たちは、東部児童相談所の応援として短期間に広く子どもたちの様子を窺ったわけだが、今後は、子どもの細やかなケアや保護者の安心のために気軽に相談できる場を作るなど継続的な支援が望まれる。

子どもたちのケアとともに保護者、保育士等のケアも欠かせない。子ども支援は保護者やサポートする大人支援でもある。支援に入る者が得た情報も生かし、被災地の方々のニーズを的確に捉え、計画的な支援が必要であると感じた。特に避難所に関わる支援については、できるだけ、同一の支援者による継続的な支援が必要である。

未曾有の災害となった東日本大震災に息の長い支援をどのように構築していくか、目の前の自身の仕事に向き合いながら、被災地に派遣された私たち7人の職員をサポートしてくれた、センター職員全員が考えている。

(6) 派遣職員の感想

福島派遣が決まった時、「危険では」と多くの方に聞かれた。しかし現地で毎日測った放射線量はほぼ0で、正確な情報収集の必要性を感じた。これからも被災地の状況に耳を傾け、自分に出来る支援を続けて行きたい。

(I・N)

対人援助の「重さ」をあらためて痛感した。想像を絶する体験を語ることの意味、傾聴することの意味を考えさせられた。圧倒的な現実の前には、ただただ、傾聴し、寄り添うことしか出来ないものである。

(K・T)

被災地での活動は貴重な体験だった。現地で今も頑張られている保育士の先生方や保護者の方々、児童相談所の皆様、一見元気そうでも様々な思いを抱えていた子ども達のために、何が出来るかを今後も考えていきたい。

(T・T)

毎日カーナビを頼りに100キロの運転。福岡市の文字の入ったジャンパーが功を奏したのか、地元の方々には親切にいただき、感謝の言葉さえかけていただいた。復興までの長い道のり、心を寄り添わせていく。

(S・T)

被災地の方の役に立ちたいという思いが膨らむ一方、何が出来るか悩み、力不足に感じることも多かった。人を支援するということに向き合う貴重な体験をさせていただいたように思う。今後も人一倍、復興を願い続けたい。

(H・K)

「十年後を見に来てください。」と微笑まれた保育所長さん。今回の経験は、遠い福岡から、これから被災地の方々の心に寄り添って歩むに十分な、祈りとも言える想いを私の心の中に残した。

(S・Y)

現地でどれほど役に立ったか分からないけれど、「遠方から来てくれて」という言葉に訪れただけでも意味があったのかなと思う。貴重な経験をしたので、これを周囲に伝えていくことも派遣された者の務めだろう。

(H・T)



<3.11 を忘れない・・・>

第4 資 料 集

1 福岡市の人口と子どもを取りまく環境

(1) 行政区別児童人口 (平成23年4月1日現在推計人口)

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	児童人口 (人)	児童人口比率 (%)
全市	341.32	1,469,069	237,749	16.2
東区	67.98	293,452	50,849	17.3
博多区	31.47	213,822	28,186	13.2
中央区	15.16	179,499	22,180	12.4
南区	30.98	247,451	41,191	16.6
城南区	16.02	128,759	20,246	15.7
早良区	95.88	212,112	38,726	18.3
西区	83.83	193,974	36,371	18.8

※児童・・・18歳未満。

資料：総務企画局企画調整部統計調査課

※児童人口は平成23年3月31日現在住民基本台帳及び外国人登録人口です。

(推計人口と算出方法が違うため差異があります。)

(2) 行政区別保育所・幼稚園・学校数

平成22年5月1日現在

(保育所・保育園のみ平成23年4月1日現在)

区分	保育所・ 保育園	幼稚園	小学校		中学校		高等学校	特別 支援学校
			総数	特別支援 学級設置校	総数	特別支援 学級設置校		
全市	190〔12〕	128〔2〕	150	102	83〔1〕	49	41	10
東区	40〔4〕	22	29	20	16	11	8	1
博多区	29	12	19	15	11	7	5	2
中央区	16	17	16	9	10	4	6	1
南区	28〔3〕	25	26	20	15〔1〕	10	8	2
城南区	16〔2〕	14〔1〕	11	7	6	4	3	—
早良区	30〔2〕	23〔1〕	26	15	11	6	5	2
西区	31〔1〕	15	23	16	14	7	6	2

※保育所は、市内の認可保育所数

資料：子ども未来局保育課、教育委員会企画課

幼稚園・各学校は市内の国立・公立・私立の校数。(高等学校は定時制・通信制を含む実校数)

〔 〕は分園で内数。

()は分校で内数。

〈 〉は休校(園)で内数。

2 福岡市における少年非行の実態

資料:福岡県警本部少年課

(1) 刑法犯少年

① 概況

福岡市の刑法犯少年は、前年比146人増加し、県下の25%以上を占めている。

区分		犯罪少年		触法少年		計	
			うち女子		うち女子		うち女子
20年度	福岡市	1,782	399	273	57	2,055	456
	福岡県	5,747	1,310	1,338	306	7,085	1,616
	%	25.2	24.7	3.9	3.5	29.0	28.2
21年度	福岡市	1,403	244	151	17	1,554	261
	福岡県	5,178	896	1,017	192	6,195	1,088
	%	22.6	22.4	2.4	1.6	25.1	24.0
22年度	福岡市	1,538	230	162	25	1,700	255
	福岡県	5,357	919	846	154	6,203	1,073
	%	24.8	21.4	2.6	2.3	27.4	23.8

※本表は、非行地主義で計上。以下同じ。率は、福岡県刑法犯総数に対する福岡市の区分別比率。

② 罪種別状況

刑法犯少年を罪種別で見ると「窃盗犯」と「占有離脱物横領」（持ち主の分からない自転車やオートバイを勝手に乗り回すなど）が、全体の85.5%を占めている。

区分	凶悪犯				粗暴犯						窃盗犯	知能犯	風俗犯	占有離脱物横領	その他	計
	殺人	強盗	放火	強姦	小計	暴行	傷害	脅迫	恐喝	小計						
20年度	1	4	5	2	12	31	97	3	17	148	968	20	7	776	124	2,055
21年度	1	12	0	0	13	17	61	1	20	99	766	13	7	544	112	1,554
22年度	0	4	2	2	8	31	60	0	15	106	802	3	12	651	118	1,700

③ 学職別

刑法犯少年全体の約67%を中学生・高校生が占めている。

区分	児童生徒				小計	一般少年			計
	小学生	中学生	高校生	その他		有職	無職	小計	
20年度	41	788	609	207	1,645	174	236	410	2,055件
	2.0	38.3	29.6	10.1	80.0	8.5	11.5	20.0	100.0
21年度	36	561	431	167	1,195	150	209	359	1,554件
	2.3	36.1	27.7	10.8	76.9	9.7	13.4	23.1	100.0
22年度	29	633	507	206	1,375	140	185	325	1,700件
	1.7	37.2	29.8	12.2	80.9	8.2	10.9	19.1	100.0

(2) 窃盗犯少年

① 手口別

万引きが298人と最も多くなっている。また、自転車盗やオートバイ盗等を合わせた乗物盗は418人と半数以上を占めている。

区分	ね空 らき い巢	忍 込 み	乗物盗				車 上 ね ら い	万 引 き	ひ つ た く り	そ の 他	計
			自 動 車	オ ー ト バ イ	自 転 車	小 計					
20年度	3	0	5	225	208	438	0	419	26	82	968
21年度	3	1	5	182	189	376	6	313	8	59	766
22年度	2	2	6	207	205	418	2	298	14	66	802

② 学職別

刑法犯少年と同じく中学生・高校生で全体の約74%を占めている。

区分	児童生徒					一般少年			計
	小学生	中学生	高校生	その他	小計	有職	無職	小計	
20年度	21	407	286	50	764	74	130	204	968件
	2.2	42.1	29.5	5.2	79.0	7.6	13.4	21.0	100.0%
21年度	22	283	221	35	561	77	128	205	766件
	2.8	37.0	28.9	4.5	73.2	10.1	16.7	26.8	100.0%
22年度	14	351	244	38	647	56	99	155	802件
	1.8	43.9	30.4	4.6	80.7	7.0	12.3	19.3	100.0%

●関係用語の説明

犯罪少年	罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。	刑法犯少年	刑法に規定する罪を犯した犯罪少年及び刑法に触れる行為をした触法少年をいう。
触法少年	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。	特別法犯少年	刑法及び交通法令以外の刑罰法令に規定する罪を犯し、又は触れる行為をした、犯罪少年、触法少年をいう。
ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服さない正当な理由がなく、家庭に寄りつかないなど、その性格、環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがある少年をいう。	不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲食・喫煙・家出・深夜徘徊、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
非行少年	犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。	被害少年	犯罪やいじめなど、少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう。

(3) 不良行為少年

深夜徘徊（57.8%）と喫煙（35.2%）を中心に不良行為で補導された少年は23,788人で、前年に比べ4,305人増加している。

① 行為別

区分	喫煙	深夜徘徊	不良交友	薬物乱用	暴走行為	飲酒	怠学	粗暴行為	不健全娯楽	その他	計
18年度	9,540	13,434	1,145	29	132	270	220	36	22	98	24,926
19年度	9,358	17,233	1,382	15	134	274	139	48	7	101	28,691
20年度	10,195	18,358	1,549	9	144	237	248	49	21	132	30,942
21年度	7,276	10,557	759	2	191	415	149	33	31	70	19,483
22年度	8,377	13,758	761	—	95	459	176	40	—	122	23,788

② 学職別

区分	児童生徒					一般少年			計
	小学生	中学生	高校生	その他	小計	有職	無職	小計	
20年度	150	7,421	8,384	355	16,310	4,167	10,465	14,632	30,942件
	0.5	24.0	27.1	1.1	52.7	13.5	33.8	47.3	100.0%
21年度	133	4,385	5,572	339	10,429	2,606	6,448	9,054	19,483件
	0.7	22.5	28.6	1.7	53.5	13.4	33.1	46.5	100.0%
22年度	129	5,739	7,108	558	13,534	2,515	7,739	10,254	23,788件
	0.5	24.1	29.9	2.4	56.9	10.6	32.5	43.1	100.0%

(4) 特別法犯少年

① シンナー等乱用

シンナー等の乱用（吸入、所持）により検挙・補導された少年は20人で、前年に比べ2人減少している。

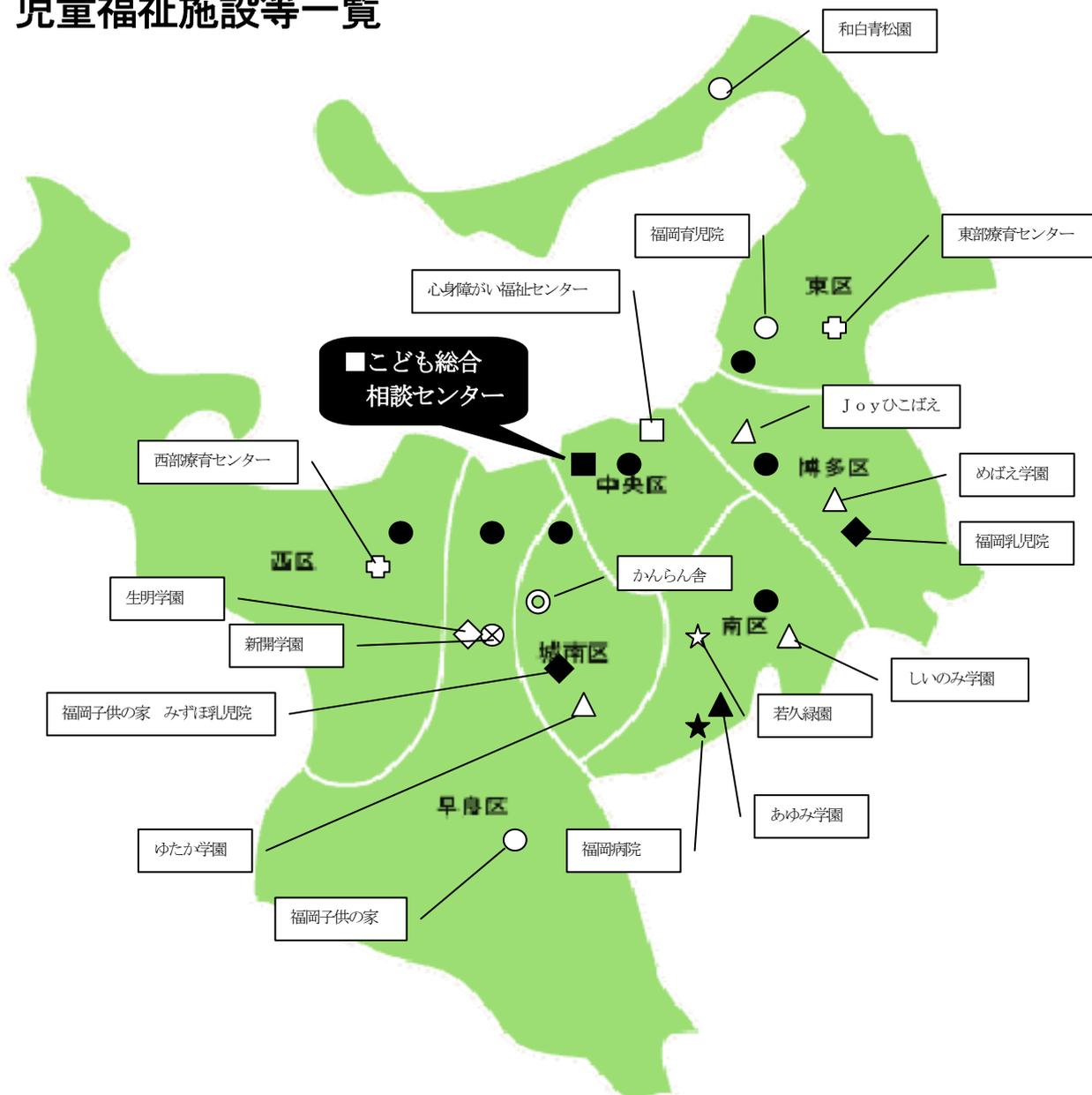
区分	児童生徒					一般少年			計
	小学生	中学生	高校生	その他	小計	有職	無職	小計	
20年度	0	1	7	0	8	5	14	19	27件
	0.0	3.7	25.9	0.0	29.6	18.5	51.9	70.4	100.0%
21年度	0	0	2	0	2	8	12	20	22件
	0.0	0.0	9.1	0.0	9.1	36.4	54.5	90.9	100.0%
22年度	0	2	7	1	10	4	6	10	20件
	0.0	10.0	35.0	5.0	50.0	20.0	30.0	50.0	100.0%

② 覚せい剤乱用

覚せい剤の乱用により検挙・補導された少年は6人で前年と同数となっている。

区分	児童生徒					一般少年			計
	小学生	中学生	高校生	その他	小計	有職	無職	小計	
20年度	0	0	0	0	0	1	1	2	2件
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	100.0	100.0%
21年度	0	0	1	0	1	1	4	5	6件
	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7	16.7	66.6	83.3	100.0%
22年度	0	0	1	1	2	1	3	4	6件
	0.0	0.0	16.7	16.7	33.4	16.7	49.9	66.6	100.0%

3 児童福祉施設等一覧



児童福祉施設等と記号					
児童福祉施設等	記号	数	児童福祉施設等	記号	数
こども総合相談センター	■	1	肢体不自由児通園施設	▲	1
区役所 (家庭児童相談室)	●	7	重症心身障がい児施設	★	1
乳児院	◆	2	心身障がい福祉センター (あいあいセンター) 〔知的障がい児通園部門 肢体不自由児通園部門 聴覚言語障がい児通園部門 視覚障がい児通園部門〕	□	1
児童養護施設	○	3			
知的障がい児施設	☆	1			
知的障がい児通園施設	△	4			
ろうあ児施設	⊗	1	東部療育センター 西部療育センター 〔知的障がい児通園部門 肢体不自由児通園部門〕	+	2
盲児施設	◇	1	自立援助ホーム	◎	1

(1) 乳児院

※()内の数値は暫定定員

施設名	定員	入・通称児数	住所	郵便番号	電話番号	FAX番号
福岡乳児院	45	29	福岡市博多区西春町1丁目1-14	812-0873	092-573-7025	092-593-6661
福岡子供の家 みずほ乳児院	20	14	福岡市城南区樋井川6丁目 24-16	814-0153	092-871-6172	092-871-6173

(2) 児童養護施設

福岡育児院	95(77)	62	福岡市東区原田2丁目11-13	812-0063	092-621-2241	092-629-5529
福岡子供の家	106	85	福岡市早良区大字西1番地	811-1131	092-803-1217	092-803-1218
和白青松園	126	101	福岡市東区三苦2丁目30-1	811-0201	092-606-2109	092-607-7421

(3) 情緒障がい児短期治療施設

筑後いずみ園	50(31)	9	筑後市下北島210	833-0034	0942-52-2404	0942-53-6583
こどもL.E.Cセンター	35	5	熊本県上益城郡益城町古閑73	861-2234	096-331-0210	096-331-0215
大村椿の森学園	40	2	長崎県大村市上諏訪町1088-2	856-0023	0957-48-5678	0957-50-1225

(4) 知的障がい児施設

若久緑園	80	35	福岡市南区若久2丁目3-51	815-0042	092-551-4011	092-551-4012
小郡学園	60	9	三井郡大刀洗町大字甲条1828	830-1212	0942-77-2789	0942-77-4278
穂波学園	120	22	飯塚市大字庄司1150	820-0051	0948-22-3022	0948-24-0142
桜園 児童部	20	1	筑後市大字西牟田6365-4	833-0053	0942-53-8342	0942-53-9733
月の輪学園	30	3	築上郡上毛町原井84-1	871-0926	0979-72-2181	0979-72-4241
あすなる学園	30	1	北九州市小倉南区大字新道寺1100-1	803-0186	093-451-1031	093-451-3530

(5) 知的障がい児通園施設

ゆたか学園	50	56	福岡市城南区大字東油山161-2	814-0155	092-861-2990	092-861-3008
東部療育センター	38	65	福岡市東区青葉4-1-1	813-0025	092-410-8234	092-691-3510
しいのみ学園	30	27	福岡市南区井尻1丁目37-12	811-1302	092-572-7519	092-572-7519
めばえ学園	30	54	福岡市博多区半道橋1丁目17-1	812-0897	092-474-0505	092-474-1148
心身障がい福祉センター	25	32	福岡市中央区長浜1丁目2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918
西部療育センター	46	70	福岡市西区内浜1丁目5-54	819-0005	092-883-7161	092-883-7163
joyひこばえ	30	34	福岡市博多区上川端6-10	812-0026	092-271-1588	092-271-1587

(6) 肢体不自由児施設

粕屋新光園	110	4	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目2-1	811-0119	092-962-2231	092-962-3113
ゆうかり学園	60	2	久留米市田主丸町石垣1200-2	839-1212	0943-73-0152	0943-73-0524
佐賀整肢学園こども発達 医療センターひまわり園	40	1	佐賀市金立町大字金立2215-27	849-0906	0952-98-2211	0952-98-3391
北九州市立総合療育センター	60	1	北九州市小倉南区春ヶ丘10-2	802-0803	093-922-5596	093-952-2713

(7) 肢体不自由児通園施設

※()内の数値は暫定定員

あゆみ学園	40	46	福岡市南区屋形原2丁目23-2	811-1351	092-566-5666	092-566-5695
心身障がい福祉センター	—	15	福岡市中央区長浜1丁目2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918
西部療育センター	—	22	福岡市西区内浜1丁目5-54	819-0005	092-883-7161	092-833-7163
東部療育センター	—	21	福岡市東区青葉4-1-1	813-0025	092-410-8234	092-691-3510

(8) ろうあ児施設

施設名	定員	入・通称児数	住所	郵便番号	電話番号	FAX番号
新開学園	20	5	福岡市早良区飯倉5丁目15-1	814-0161	092-871-1970	092-871-8730
金町学園	30	1	東京都葛飾区水元3-13-8	125-0032	03-3607-0786	03-3607-0845

(9) 難聴視覚障がい幼児通園施設

心身障がい福祉センター	30	24	福岡市中央区長浜1丁目2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918
-------------	----	----	----------------	----------	--------------	--------------

(10) 盲児施設

生明学園	20	1	福岡市早良区飯倉5丁目15-1	814-0161	092-871-1970	092-871-8730
------	----	---	-----------------	----------	--------------	--------------

(11) 重症心身障がい児施設

福岡病院	120	8	福岡市南区屋形原4丁目39-1	811-1394	092-565-5534	092-566-0702
福岡東医療センター	120	25	古賀市千鳥1丁目1-1	811-3195	092-943-2331	092-943-8775
久山療育園	80	21	糟屋郡久山町大字久原1869	811-2501	092-976-2281	092-976-2172
聖ヨゼフ園	120	27	三井郡大刀洗町大字山隈374-1	830-1226	0942-77-1393	0942-77-1190
第二ゆうかり学園	90	13	久留米市田主丸石垣1200-2	839-1212	0943-73-0152	0943-73-0524
肥前精神医療センター	80	10	佐賀県神埼郡吉野ヶ町三津160	842-0192	0952-52-3231	0952-53-2864
東佐賀病院	160	6	佐賀県三養基郡みやき町原古賀7324	849-0101	0942-94-2048	0942-94-2048
みさかえの園むつみの家	170	3	長崎県諫早市小長井町牧570-1	859-0167	0957-34-3113	0957-34-3526
賀茂精神医療センター	80	1	広島県東広島市黒瀬町南方92	739-2693	0823-82-3000	0823-82-7352
方城療育園	50	4	田川郡福智町弁城4193-15	822-1212	0947-22-5888	0947-22-5889
諫早療育センター	160	2	長崎県諫早市有喜町537-2	854-0121	0957-28-3131	0957-28-2037
若楠療育園	80	2	佐賀県鳥栖市弥生ヶ丘2-134	841-0005	0942-83-1121	0942-83-1755
やまびこ学園	100	1	北九州市小倉南区大字木下608	803-0184	093-451-6262	093-451-5548
菊池病院	80	1	熊本県合志市福原208	861-1116	096-248-2111	096-248-4559
柳川療育センター	55	7	柳川市上宮永町284-2	832-0058	0944-73-0039	0944-73-0059
明水園	65	1	熊本県水俣市浜4076	867-0008	0966-63-1108	0966-62-2885
からつ医療福祉センター	32	1	佐賀県唐津市双水2806	847-0001	0955-70-3580	0955-78-0683
佐賀整肢学園こども発達医療センターたんぽぽ園	120	1	佐賀市金立町大字金立2215-27	849-0906	0952-98-2211	0952-98-3391

(12) 児童自立支援施設

福岡学園	60(43)	5	筑紫郡那珂川町大字後野279-2	811-1241	092-952-2621	092-952-2622
虹の松原学園	36(20)	2	佐賀県唐津市浜玉町浜崎2137	849-5131	0955-56-6654	0955-56-6614
開成学園	45(26)	1	長崎市平山台2丁目34-1	850-0996	095-878-4081	095-878-8613
武蔵野学院	150	0	さいたま市緑区大字大門1030	336-0963	048-878-1260	048-878-1244
きぬ川学院	150	0	栃木県さくら市押上288	329-1334	028-682-2448	028-682-3451

(13) 自立援助ホーム

かんらん舎	6	3			092-405-7808	092-400-7678
-------	---	---	--	--	--------------	--------------

4 子どもの問題に関する主な相談機関

	名 称	電 話 番 号	住 所 (設置場所等)	受 付 時 間 等
福岡市関係	こども総合相談センター	833-3000 833-3001(女の子専用)	中央区地行浜2-1-28	24時間 (年末年始除) 9:00 ~ 17:00 (")
	教育相談 (教育センター)	845-8380	早良区百道3-10-1	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	こころの健康相談 (福岡市精神保健福祉センター)	737-8826	中央区舞鶴2-5-1 あいれふ6F	10:00 ~ 12:00 (月~金) 13:00 ~ 16:00 (")
	発達教育センター	845-0015	中央区地行浜2-1-6	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	心身障がい福祉センター (あいあいセンター)	737-8771	中央区長浜1-2-8	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	西部療育センター	883-7186	西区内浜1-5-54	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	発達障がい者支援センター (ゆうゆうセンター)	845-0040	中央区地行浜2-1-6 発達教育センター2F	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	アミカス相談室	526-3788	南区高宮3-3-1	10:00 ~ 17:00 (月~土) 10:00 ~ 16:30 (日・祝) 10:00 ~ 20:00 (第2,第4月曜)
県内児童相談所	福岡県福岡児童相談所	586-0023	春日市原町3-1-7	筑紫野市, 春日市, 大野城市, 太宰府市, 糸島市, 筑紫郡, 糟屋郡(新宮町除)
	" 宗像児童相談所	0940-37-3255	宗像市東郷5-5-3 宗像自治会館内	中間市, 宗像市, 古賀市, 福津市, 宮若 市, 糟屋郡新宮町, 遠賀郡, 鞍手郡鞍手 町
	" 田川児童相談所	0947-42-0499	田川市弓削田188	直方市, 飯塚市, 田川市, 嘉麻市, 鞍手郡 小竹町, 嘉徳郡, 田川郡
	" 京築児童相談所	0979-84-0407	豊前市大字八屋2007-1	行橋市, 豊前市, 京都郡, 築上郡
	" 久留米児童相談所	0942-32-4458	久留米市津福本町金丸281	久留米市, 朝倉市, 八女市, 筑後市, 大川 市, 小郡市, うきは市, 朝倉郡, 三井郡, 三潞郡, 八女郡
	" 大牟田児童相談所	0944-54-2344	大牟田市西浜田町4-1	大牟田市, 柳川市, みやま市
	北九州市子ども総合センター	093-881-4556	北九州市戸畑区汐井町1-6	北九州市
県関係等	心の健康相談電話 (県精神保健福祉センター)	582-7400	春日市原町3-1-7	9:00 ~ 12:00 (月~金) 13:00 ~ 16:00 (")
	ハートケアふくおか (福岡少年サポートセンター)	841-7830	中央区地行浜2-1-28 こども総合相談センター内	9:00 ~ 17:45 (月~金)
	薬物110番	641-4444	博多区東公園7-7 県警本部内薬物銃器対策課	24時間
	妊婦さん・赤ちゃん ・こども・思春期電話相談 (福岡県看護協会)	642-0110	東区馬出4-10-1	9:00 ~ 17:30 (年末年始除)
	心の電話ー福岡	751-5560	中央区渡辺通5-20-7	10:00 ~ 15:00 (火木金) 10:00 ~ 12:00 (水)
	子どもホットライン24	641-9999	博多区吉塚本町13-50	24時間 (年末年始除)
	教育相談室	643-3929	博多区東公園7-7 教育庁義務教育課	9:00 ~ 17:00 (月~金)
	家庭教育相談 「親・おや電話」 (県立社会教育総合センター)	947-3515	糟屋郡篠栗町金出3350-2	(月~土) 9:00 ~ 17:00 (第2月・第4土 ・祝日除)
その他	九州大学 総合臨床心理センター	642-3144	東区箱崎6-19-1	10:00 ~ 17:00 (月~金) 10:00 ~ 12:00 (土)
	福岡大学臨床心理センター	871-8056	城南区七隈8-19-1	13:00 ~ 19:00 (水) 10:00 ~ 16:00 (土)
	福岡女学院大学 臨床心理センター	575-2490	南区日佐3-42-1	10:00 ~ 12:00 (月~金)

5 こども総合相談センター設置の経緯

●平成2年

◆市長公約事業

こども夢パーク

こども総合相談センター

こどもアメニティプラン

◆「こども21世紀夢プラン構想」

●平成5年6月 「こども21世紀夢プラン基本方針」策定。

こども総合相談センターは全市レベルの心の拠点と位置づけ。

●平成9年4月 「こども総合相談センター基本構想検討委員会」設置(全4回開催)。

●平成10年3月 「こども総合相談センター基本構想」策定。

●平成10年7月 「こども総合相談センター基本計画策定委員会」設置(全4回開催)。

●平成12年3月 「こども総合相談センター基本計画」策定。

●平成12年 「基本設計」

●平成12年9月 「実施設計」

●平成13年10月 「着工」

●平成15年1月 「建物竣工」

●平成15年5月 「開館」

福岡市児童相談所、青少年相談センター及び教育委員会教育相談部門を統合し、子どもの問題に総合的に対応する施設として平成15年5月5日に開館しました。



児童の権利に関する条約

(こどもの権利条約)

この条約は、1978年(昭和53年)2月に、ポーランドによって国連の第34回人権委員会に提案されました。11年間にわたる議論ののち、「児童の権利宣言」30周年、「国際児童年」10周年の記念すべき年にあたる1989年(平成元年)、第44回国連総会において採択されました。そして翌年の1990年(平成2年)に発効しました。わが国でも1994年(平成6年)3月に国会で承認されました。

この条約は、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、条約を批准した各国政府が負うべき義務を明らかにしています。

3部構成、54条からなり、18歳未満のすべてを対象とし、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、あくまで「権利の主体」ととらえています。

また、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され、確保されるように規定しています。

子どもの権利条約とは、世界中の子どもが元気に幸せに生きていけるように、子どもの人としての権利や自由を守るために必要なことを定めた国際条約です。

大きく分けて次の4つの権利を守ることを定めています。

生きる権利

子どもはどのような差別も受けずに大切にされます。また、健やかに成長し、あらゆる可能性を開放させることができます。

育つ権利

子どもは教育を受け、自由に時間を過ごしたり、遊んだりできます。

守られる権利

子どもは、あらゆる種類の暴力などから守られます。また、障がいのある子どもなどは、とくに守られます。

参加する権利

子どもは自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできます。

福岡市こども総合相談センター事業概要

発行年月：平成23年10月

発行者：福岡市こども総合相談センター

所在地：〒810-0065

福岡市中央区地行浜2丁目1-28

電話：092-832-7100

FAX：092-832-7830

HP(URL)：www.city.fukuoka.lg.jp/egaokan/

印刷：身体障がい者通所授産施設 清水ワークプラザ



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

毎月1～7日は

い～な ふくおか・子ども週間♡



毎月1～7日は、個人、企業（職場）、地域など、それぞれの立場でできることに取り組んで、子どもや子育てに優しいまち“ふくおか”を目指しましょう!!

福岡市では、平成19年4月から、毎月1～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”と定めています。

これは、すべての人が、日ごろから子どもたちの健やかな成長を考える“きっかけ”とするため、この週の少なくとも1日は、個人や企業（職場）、地域などに、子どものためにできる取り組みを呼びかけ、社会全体で子どもたちをしっかりとバックアップする意識を盛り上げていく運動です。

例えば、個人では、いつもより早めに仕事を終えて家族そろって晩ご飯を食べたり、職場では従業員の定時退社を促進したり、地域では見守りやパトロールをするなど、ちょっとした心がけでできることに取り組んでいきましょう！

～賛同企業・団体を募集しています～

趣旨に賛同いただける企業・団体を募集しています。企業・団体名と取り組みを市ホームページ「ふくおか・子ども情報」(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/iinafukuoka/index.html>)で紹介します。

詳しくは、こども未来局総務企画課（TEL：092-711-4170，FAX：092-733-5534）までお問い合わせください。また、「ふくおか・子ども情報」の登録ページからもご賛同いただけますので、ご覧ください。